

# 平成22年五條市議会第2回6月定例会（第2号）

日 時 平成22年6月11日（金） 午前10時 開議

## 議事日程

### 第1 一般質問

順	氏名	質問事項	答弁を求める者
1	太田好紀	1 市長の政治姿勢について (1) 専決処分について (2) 議会広報の予算について  2 し尿くみ取り業務について (1) 一般廃棄物処理業の許可について  3 にしよしの荘跡地について (1) 民間業者の参入について  4 人権総合センター、斎場及び中央公園の指定管理者制度導入について (1) 市長自ら友人を介してNPO法人を作らせ、指定管理に当たらせようとしていることについて  5 過疎地域自立促進特別措置法について (1) 失効期限が6年間延長された「過疎法」を踏まえた今後の取組について  6 特別嘱託職員について (1) 特別嘱託職員の配置について (2) 柿振興室の職員配置について	市長 市長・副市長  市長・部長  市長・部長  市長  市長・部長  部長 部長
2	吉田雅範	1 農作物の凍霜被害対策について  2 少子化対策及び婚活について	市長・部長  市長

順	氏名	質問事項	答弁を求める者
3	池上輝雄	1 コミュニティバスについて (1) 五條市地域公共交通に関するアンケートについて  2 少子化対策について (1) 市の対策と考え方について	市長・部長   市長・部長
4	福塚実	1 教育行政について (1) 五條市の小・中学校の教育現場の現状について (2) 五條中学校の耐震補強工事に伴うグラウンドの使用状況について  2 農林行政について (1) ほ場整備事業の進ちょく状況について	教育長・部長  部長  部長
5	堀川浩美	1 乳幼児医療費の助成について  2 五條市衛生センターについて  3 すてきな出会い支援について  4 コミュニティバスについて	部長  部長  部長  部長
6	山口耕司	1 未来を担う子どもたちの細菌性髄膜炎を予防するヒブワクチンと肺炎球菌ワクチンの公費助成について (1) 世界標準に遠く及ばない日本の予防接種体制の現状について、五條市はどう考えるのか (2) 市内のヒブによる小児細菌性髄膜炎、こう頭がい炎、肺炎などの現状について (3) 市内におけるヒブワクチンと肺炎球菌ワクチンの現在の接種状況について (4) 小児細菌性髄膜炎を予防するヒブワクチンと肺炎球菌ワクチンの公費助成について	市長  部長  部長  市長

順	氏名	質問事項	答弁を求める者
	山口 耕司	<p>2 「新たな地域交通体系」のプロジェクトについて</p> <p>(1) 現在何名で、どのような体制で、どのような観点、視点から取り組んでいるのか</p> <p>(2) 来年度のデマンドタクシーの運行について</p> <p>(3) 国道168号吉野地域公共交通活性化協議会との関連について</p>	<p>部長</p> <p>部長</p> <p>部長</p>
7	田原 清孝	<p>1 市長の政治姿勢について</p> <p>(1) 「市議会だよりGOJO」について</p>	市長
8	大谷 龍雄	<p>1 県立五條病院を含む南和地域医療の充実について</p> <p>(1) 第2回奈良県・市町村長サミットで提案された構想案への対応について</p> <p>2 消防庁舎の今井予定地への建設について</p> <p>3 市長のバイオマスタウン構想に基づく施設の全体内容とその見通しについて</p> <p>(1) 施設の全体内容と必要面積について</p> <p>(2) 全国的な成功例について</p> <p>(3) 施設全体にかかる総費用について</p> <p>4 五條駅南北道の必要性とその効果について</p> <p>5 建て替え前の五條市衛生センターへの指定管理者制度導入の必要性について</p>	<p>市長・部長</p> <p>市長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長</p> <p>市長</p>

順	氏名	質問事項	答弁を求める者
9	花谷 昭典	<p>1 五條駅前整備計画及び中心市街地の活性について</p> <p>(1) 五條駅周辺整備及び五條駅南北道計画の進ちょく状況と今後のスケジュールについて</p> <p>(2) 岡口踏切に隣接する市道須恵1号線の東側拡幅整備への早期着手について</p> <p>(3) 駅前商店街及び商励会通り等の活性化について</p>	<p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p>
10	藤富 美恵子	<p>1 市民の足「コミュニティバス」の運行について</p> <p>2 五條市の子育て支援の充実について</p> <p>(1) 小学校6年生までの入院医療費及び細菌性髄膜炎の予防ワクチン接種の全額負担について</p> <p>3 五條市衛生センターの建て替えについて</p>	<p>副市長・部長</p> <p>市長</p> <p>市長・副市長・部長</p>

本日の会議に付した事件

大谷龍雄議員の一般質問まで

出席議員（十五名）

十五番	十四番	十三番	十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
田	大	土	花	峯	山	益	池	藤	川	太	堀	吉	山	福
原	谷	井	谷	林	田	田	上	富	村	田	川	田	口	塚
清	龍	康	昭	宏	澄	吉	輝	美	家	好	浩	雅	耕	
							恵							
孝	雄	嗣	典	政	雄	博	雄	子	廣	紀	美	範	司	実

欠席議員（なし）

説明のための出席者

事務局職員出席者

市長	赤	榮	吉	市長公室長	下	吉	赤	榮	吉	副市長	林	野	教育長	井	勝	晴	総務部長	村	田	辰	健康福祉部長	本	本	井	敬	生活産業部長	本	元	洋	上下水道部長	本	本	三	三	次	消防長	窪	本	本	敏	敬	元	洋	教育部長	内	本	本	敏	敬	元	洋	会計管理者	口	成	佳	衡	敏	敬	元	洋	西吉野支所長	井	純	幸	成	佳	衡	敏	敬	大塔支所長	井	祥	成	佳	衡	敏	敬	元	洋	監理管財課長	井	健	成	佳	衡	敏	敬	元	洋	企画財政課長	塚	勝	成	佳	衡	敏	敬	元	洋	秘書課長	谷	眞	成	佳	衡	敏	敬	元	洋	庶務課長	上	孝	成	佳	衡	敏	敬	元	洋
----	---	---	---	-------	---	---	---	---	---	-----	---	---	-----	---	---	---	------	---	---	---	--------	---	---	---	---	--------	---	---	---	--------	---	---	---	---	---	-----	---	---	---	---	---	---	---	------	---	---	---	---	---	---	---	-------	---	---	---	---	---	---	---	---	--------	---	---	---	---	---	---	---	---	-------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	------	---	---	---	---	---	---	---	---	---

午前十時十三分再開

○議長（川村家廣）ただいまから去る七日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。  
ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

事務局長	川	敏
事務局次長	乾	旬
事務局係長	笹	豊
事務局主任	馬	由美子
速記者	柳	五
	ヶ	美
	瀬	

○議長（川村家廣）本日の日程につきましては、お手元に配付済みのおりであります。  
配付漏れはございませんか。――。  
これより日程に入ります。

○議長（川村家廣）日程第一、一般質問を行います。

この際申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁はめいりよう、的確にお願いします。

なお、議員各位には申合せのとおり、一般質問は最初は登壇し、質問の要旨及び最初の質問をしていただき、その後議席に戻り、理事者側の答弁を聞き、その後は従来どおり議席から一問一答方式により行うことといたします。

なお、理事者側の答弁はすべて自席からといたしますので、本趣旨を御理解いただき、議会運営に御協力くださいますようお願いいたします。

また、議員各位には、一般質問の時間は質問と答弁を含めて九十分以内といたします。

理事者側各位にも御協力をお願いいたします。

○議長（川村家廣）初めに五番太田好紀議員の質問を許します。五番太田好紀議員。

〔五番 太田好紀登壇〕

○五番（太田好紀）皆さんおはようございます。

ただいま議長に発言の許可をいただきましたので、一般質問の質問事項を説明させていただきます。

質問事項は一、市長の政治姿勢について。（一）専決処分について。（二）議会広報の予算について。

二、し尿くみ取り業務について。（一）一般廃棄物処理業の許可について。

三、にしよしの荘跡地について。（一）民間業者の参入について。

四、人権総合センター、斎場及び中央公園の指定管理者制度導入について。（一）市長自ら友人を介してNPO法人を作らせ、指定管理に当たらせようとしていることについて。

五、過疎地域自立促進特別措置法について。（一）失効期限が六年間延長された「過疎法」を踏まえた今後の取組について。

六、特別嘱託職員について。（一）特別嘱託職員の配置について。（二）柿振興室の職員配置について。

以上であります。今回、質問事項が多いため、制約された質問時間が九十分でありますので、理事者側におきましては、質問したことを回答していただきたいと思っております。

特に市長におかれましては、余計なことは言わず、質問したことのみを簡単に説明していただきたいと思っております。

まず初めに、市長の政治姿勢について質問をいたします。

さて、国においては昨年八月末の衆議院選挙の結果、民主党の公約に大いに期待した国民の後押しとともに政権交代が行われました。しかしながら、期待した民主党の公約も理想と現実のはざ間で実行に至らず、あげくの果てに沖縄普天間基地問題で、沖縄県民から信頼を失い、しかも政治と金の問題で全国民からも信頼を失いました。その結果、鳩山首相は辞任に追い込まれました。

私はその現状を見るにつけ、五條市の状況と重なるものがあると感じております。吉野市政の発足時も民間で養った行政手腕と実行力に期待し、五條市を変えてくれると信じた市民も多くおられたと思います。しかし、その期待もむなしく、この三年間余り自分勝手な解釈で、ごう慢なやり方を押し通すという田舎の民間会社のワンマン社長のような行政に終始してきました。

市長は、自分の行政の軸足を一体どこに置いているのか、市民なのか、と疑いたくなるような行政のやり方や、勝った、負けたと言い放つ、異常な



までの議会との対立姿勢、市長は常々子や孫のためにと熱く語っておられますが、自分のための打算だらけの行政はもはや市民に見透かされていることを早く気付かれ、潔く自分の身を処するべきであると申し上げ、一番目の質問に入らせていただきます。

まず、専決処分について質問いたします。

議会の使命は、次の三つであります。

一つは、議論をし、決定することです。二つ目は自ら立法する。三つ目はチェック機関ということであり、議会は長が法令遵守を保ちながら執行しているかをチェックします。権力はチェックをしないと腐敗します。チェックをするのは嫌なことなので、嫌なことをするからこそ報酬も支払われていると考えることができます。

市長はよく夕張のことを引き合いに出されますが、夕張はこの議会のチェックが圧倒的に欠けていたと言われていました。議会がチェックをし、場合によっては否決することは市長が言われる夕張にならないための第一歩なのであります。

さて、五條市政においては、三月定例会後、三回の臨時議会の招集、二回の再議権の行使、四月二十三日の臨時議会で閉会中の継続審査とした案件についても議会の議決前に、市長自ら処理する専決処分をしたわけであり、市長は議案を否決すると議会を批判する。まして今回の専決のように議会のチェックを無視してまで進めようとするのであれば、言っていることと、していることが違っていると批判されても仕方ないと思います。

市長は、議会を無視してまで自分の我をなぜ押し通すのか、自分の考え方しか認めない一方通行の姿勢は余りにも横暴であると考えます。なぜ議会と協調性を保とうとしないか。再議や専決を無理やりするのか、市長にお尋ねしたいと思います。

〔五番 太田好紀自席へ〕

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 太田議員の質問にお答えさせていただきます。

専決処分についてのご質問ですが、私は地方自治法に基づき執行いたしました。市民に軸足を置いたと判断したわけでございます。

以上でございます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） では、四月二十二日に行われた臨時議会における補正予算について、妊産婦検診委託料と日本脳炎予防接種委託料については、継続審査となったため早期に総務文教常任委員会を招集し審議するべきだと委員間で判断しました。三十日に委員会を開催することになっていましたが、

市長部局から二十六日に議長に対し、補正予算を専決するという報告がありました。そのことにより、議会は市長に対し、三十日に委員会を開催するので、そのあとで判断を願いたいと申出書を文書で通告いたしました。その申出書の内容は「四月二十三日の臨時議会において閉会中の継続審査と決したことから、平成二十二年四月二十三日付け五議第二十七号をもって四月三十日に総務文教常任委員会を開催して議案の審査をすべく通知をしているので、その審査の経緯と結果を踏まえて判断を下さることを申し出ます。」と、申出書を市長に示したわけであります。

市長は、三十日の総務文教常任委員会に対して、専決をしなければならなかった理由は、一体なんだったのかお尋ねします。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 地方自治法の規定に基づき、適当に執行いたしました。

市民に軸足を置いた判断でございます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） では、継続審査とした妊産婦検診委託料と日本脳炎予防接種委託料、そして農産物普及促進委託料、これ青ネギですね、この三件を緊急性ということで、今回の冒頭の市長の市政報告の中にも書かれてあったし、また広報五條にも載っております。この緊急性があったのか、この二十六日に専決した、三十日の委員会までの四日間を待てなかった理由と根拠を担当部長から説明願いたいと思います。

○議長（川村家廣） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本敏弘） 太田議員の質問にお答えしたいと思います。

私の担当の方では、日本脳炎のワクチンと妊産婦における助成の分でございます。

この分につきましては、当然日本脳炎の時期等を考えますと、六月の定例議会では準備期間等を含めまして間に合わないということで、臨時議会を開催していただきました。提案をさせていただいたところでございます。

ただ時期的には非常にひっ迫しておりましたので、五月の初めには既に医者の問題、あるいはワクチンの確保等々を含めましていろいろ準備をしておったということで、早急に必要であったということで、上程をさせていただいたところでございます。

以上です。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） そしたら、部長ね、妊産婦検診と日本脳炎予防接種、大変大事なことと思います。私らが説明を受けたときには、当然緊急性がない

ということでも臨時議会が開かれたのです。もし、これが緊急性というならば、当然臨時議会も招集しなくて専決したら良かったのと違いますか。私がおかしいというのは、要するに緊急性ということを市長は言っていますけれども、臨時議会を開いているわけですよ。そして私たち議員は緊急性がないという判断の下で、いったん継続審査にしたわけです。しかしながら早くしなくてはいけないということで、三十日に総務文教常任委員会を開催しようとしたのです。しかしながら、二十六日に市長は専決したと。今森本部長の方から六月定例会では間に合わない、この三十日の総務文教常任委員会ですの結果を見ても遅くはなかったのですかね。それはどうですか。

○議長（川村家廣）森本健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本敏弘）当然臨時議会にお諮りさせていただいたということですので、一日も早く実施をしたいということでもございましたので、そういう形にさせていただきました。ということでございます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣）五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）一日も早くと言うならね、専決したら良かったのと違いますか。一番最初に。緊急性がないから臨時議会を招集したんでしょう。当然緊急性があれば、最初から専決したらいいことですよ。でも、時間的な余裕があるから、臨時議会を招集した、そして議会は継続審査とした。でも、早くこれは判断をすべきだということで、三十日に委員会を開こうと、だから申出書に市長が二十六日に専決するということですよ、三十日の結果を見てそれからやったらどうですかと、判断をしてくれたいではないかと言いましたけれども、それを無視してまで専決をした。

そしたら、部長、これ四日間、二十六日から三十日の四日間ね、この間も待てなかった緊急性ということはどういうことですか。四日間ね。二十一日に言うことを言っているにもかかわらず、三十日まで待てなかったという、その緊急性、この間に妊産婦と日本脳炎をしなくてはいけない。僕らへの説明では、要するに妊産婦検診委託料については、八万円、ほかの自治体では全部八万五千元にしていた、五條市と御所市だけが八万円やったと、その五千元を上乗せやと。当然これは時間的にはまだ余裕もあると。日本脳炎に関しても、六月、七月、八月がある、だからまだ時間的に余裕があるからということ、継続審査にしたわけです。緊急性じゃないということ。だから二十六日に専決をするという市長からの通告がありましたけれども、三十日の四日間までにあわてなければならなかった理由、専決しなければならなかった理由、それはどういう意味か説明してください。

○議長（川村家廣）森本健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本敏弘）いろいろと太田議員に御質問いただいておりますが、我々としては法に基づいて進めておったのですが、最終的には市長の判断の下に専決をさせていただいたというところでございます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） 今部長から、法に基づいてということですが、地方自治法百七十九条の規定により専決処分は四つの理由しかありません。

一つ、議会が成立しないため必要な時機までに議会の議決又は決定を得られないとき。二、議会を開くことができず、必要な時機までに議会の議決又は決定が得られないとき。三、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき。四、議会において必要な時機までに議決又は決定すべき事件を議決又は決定しないときであります。今回は専決の根拠はこの四つには該当しないと私は思いますけれども、どれに該当するのか、部長、お答え願います。

○議長（川村家廣） 森本健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本敏弘） 太田議員の質問にお答えします。

我々も正直なところ、専決するというのは私はそのときは承知しておりませんでした。結果を聞かせていただいたということでございますので、最終的には専決をしたということでございます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） ありがとうございます。

よく言ってくれました。ありがとうございます。部長、なかなかそういうことは言ってくれないかと思っただけでも、やっぱり認めてなかったという、それを無理やり市長の権限で専決したということが、今明らかになったわけです。

担当部長らはこれをわかっているわけです。地方自治法百七十九条に該当はしないと、だから反対をしていたということを今明らかに部長はしたわけです。それにもかかわらず、法の形を無視してまで専決するという、市長、これは横暴ですよ。担当部長が認めてなかったと言っているにもかかわらず、市長がやったということの、この責任、市長どう思いますか。どうぞ答えてください。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 私は先ほどから申ししていますように、継続審査になったものは専決ができるということで、何回も言うていますね。地方自治法の規定に基づき適当に執行いたしました。その判断は市民に軸足を置いたということでございます。

それと臨時議会を開いたということは、緊急性をもって臨時議会を開きました。いいですか、日本脳炎のワクチン、早いこと決めないと注射打ってから三週間かかる、免疫ができるまで、それまでお医者さん、看護師さん、ワクチンの手当て、それだけの日数を考えれば非常に急ぐということで今

は私の適切な専決により六月一日から注射を打てるという状況にしております。

皆様方は四月三十日とか申しますけれども、二年半も教育長作らんだあんなたちが、いつ決めるかこんなもんわかりやしません。そうでしょう。そういうようなばかな話をするなど私は常に言うておるでしょう。議会を開いたさかいに、臨時議会を開いたらなぜそこで（議場に声あり）通さなかったかということでございますからね、だから私は、太田議員が法律論を言うんだったら私は地方自治法に基づいて適切に専決ということで執行いたしましたということは何回も言うていますね。もう理解くださいよ。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） あのね、市長ね、それは自分の勝手な解釈なんですよ。継続審査した場合は専決はできません。当然できます。僕、県で調べたら、まあできるけれどもなじまないということです。当然あり得ないと、「おかしいやないか。」の声あり） いや、おかしいやないですよ、市長。だからね、（議場に声あり）

○議長（川村家廣） 私語は控えてください。市長。

○五番（太田好紀） だからね、うそじゃないですよ、市長。継続審査をしたら専決はできますよ。ただし、県の市町村振興課に聞けばそのことは普通知らしたらなじまないということでありました。（議場に声あり） いや、県がちゃんと言っております。（議場に声あり）議長、私の発言、ちよっと止めてください、静止。言わないでください。

○議長（川村家廣） 私語は控えてください。市長。

○五番（太田好紀） そして臨時議会は当然緊急性ということもあり得るでしょう。そやけど本当の緊急性というのは専決することです。だから時間的な余裕があるから臨時議会が開けたんです。そやから市長が地方自治法百七十九条に基づいてと言うならば、そのどれに該当するのか、市長答えてください。どれに該当されるのか。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 私は先ほどから申しておりますように、地方自治法の、「何条、どれですか。」の声あり） ……誰か書いたやつあったやろ、「議会において議決すべき事件を議決しないとき」ですね、これは地方自治法百七十九条の四番目ですね、これはちゃんと言っていると思いますよ。だから皆様方が日本脳炎のワクチン、なぜ緊急性がないかということですね。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）そしたらね市長、市長聞いてください、市長よろしいですか。今議会が議決しないときと言いますけれども、議会は議決を継続審査として三十日総務文教常任委員会を開くんですよ。議決しないときじゃないですよ。そのため三十日に委員会を開こうとしておるわけですよ。それを待たずして専決したわけですよ。だからその四日間も待たずしてなんで専決するのかと、市長、それは考え方がまるっきり根本的に間違っていますよ。議会は議決しないときと違いますよ、継続審査して三十日にまた審議をするようになっていきますよ。それは勝手なあなたの解釈であって、それはこの第七十九条には該当しません。そやから市長の勝手な、横暴ですよ。職権の乱用ですよ、どうですか市長。

○議長（川村家廣）吉野市長。

○市長（吉野晴夫）私は適切に処分したと申しているでしょう。そして皆様方が言うふうに次開いたかって、通すかわからんですが、お宅らは。そうでしょう。しようもないことをチェックすると言っている。だから私は皆さん方が通すという保証がない、そういう中で日本脳炎のワクチンは早く準備しとくということには、これはやぶさかじゃない。（議場に声あり）皆さんに任せとけないということで、私は専決したのであってね。

○議長（川村家廣）五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）あのね、まさに継続審査して三十日に通るか通らないかわからない、それはもう市長の言うとおりです。でもね、通るかわからないです。だから三十日にそれを待って、申出書を議長から市長あてに出したんですよ。三十日のその委員会の結果を見てから判断してください。それが引き延ばしをしたりとか、議決をしなかった場合においては当然市長が言う専決したら、そのときにしたら私は納得するんです。でも勝手な解釈でしょう、通るかかわらんとか言うて、それは勝手な想像の話であって、三十日の結果を見てから判断しても遅くはなかったかということを私は言っているんですよ。そうでしょう。それだけ四日間に通さなあかんという根拠は今先ほど部長にも聞きましたが、その根拠はないということです、基本的に。そうでしょう。四日間だけです。だから今言うたように、この妊娠婦検診にしたら八万円が八万五千元、五千元アップするだけです。時間的に余裕はなんぼでもあるわけですよ。八万で予算計上しているんだから、この日本脳炎に対してもそれは必要ですよ。でも六月、七月、八月、時間的にまだ余裕あるからということでは私たちは継続審査にしたわけですよ。そやから市長の勝手な解釈で、余りにも間違っています。

ほんで今、部長有り難い話で、当然そういうことがわかって、認めてなかったということをおっしゃいました。まあ後から市長におしかりを受けるかわかりませんが、そやからこういう間違いな形で市長はどんどん進めていく。専決を横暴的にやっていると、それはもっと指導をしていただきたいと、部長、お願い申し上げます。

そして最後に市長に聞きます。このことに関して、今後また議会が継続をしたりとか否決した場合は、専決を、これからはまた議会を無視してやる

のですか、それだけ答えてください。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 一つだけあなた間違った愚かなことを言うてますね。委員会を通したかって議会を開かなければならない。また臨時議会を開かなければならないと、この話を何にもしてないんです。委員会を通したさかいにと言うて、このワクチンの買うお金が通ったんじゃないですよ。皆様方は議会が閉鎖した、そして委員会を通ったら通ると言うて、そういう愚かな話はあきません。それから更に議会をまだ開かなければならない、臨時議会を。それも予定もない中で、私は皆様方が通るかも通らないかもわからないという判断でしたんです。

そして、今後にも必要に応じて、私は市民に軸足を置いた中で判断をして、必要なときには地方自治法に基づき適切に執行をいたします。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） 委員会で決定したことは、ほとんど本議会では通るわけです。だからすぐ招集をできるわけです。これは市長からも招集もできますし議会からも招集できます。だから、できたらすぐそれをできることは当然な話です。だからそういうこと言わないで、やはりもうちょっと慎重にそして百七十九条、法に基づいてやるべきだと思います。もうちょっと勉強してください。

次にいきます。

次に、議会広報の予算についてであります。当初予算編成時に市長から議会に対し、市議会だよりG O J Oの予算は付けないと通告があったため、議長と副議長が市長に予算計上をお願いに行きましたが、認めてはいただけませんでした。しかし副市長の仲立ちで、庶務課の市の広報五條の予算に含めることで一件落着いたのですが、その後、いったん納得した市長が印刷発注の直前に予算の執行はだめだと心変わりをしたのであります。ころころと変わる市長の姿勢には大変理解し難いものがあり、それに振り回される議会としては、憤りを禁じえません。

議会と市長は共に市民の皆様から選ばれた代表であります。それぞれの役割に基づき独立した立場からお互いにけん制し、議論をしながら市民生活の向上のために活動をしています。

議会広報の発行は、議会活動についての情報を提供することで市民の皆様は議会と市政への関心を深めていただくための必要不可欠な媒体であります。市長は市議会だよりG O J Oの発行に対し、昨年までは理解を示され、予算を付けていただいたにもかかわらず、今年度はだめとなぜ言われるのか、しかも副市長の仲立ちで五條市の広報の中に入れることまで約束したにもかかわらず、だめだという無責任な対応は理解できません。あげくの果

てに議会広報の予算を付けない理由として、自分の悪いことを書く、教育委員に対する反対理由や百条委員会などを掲載した。自分が提案していることに議員は賛成してくれない。賛成をしてくれたら使わせてやると述べたと聞いておりますが、市長のこの発言は予算編成権を盾に議会活動を妨げようとするものであります。

五條市政が広報五條で市民に市政報告するのと同じように、議会にも市民に知らせる義務があります。今回は議員有志十二名で費用を出し合い、市議会だよりを出しましたが、市長判断は市政に携わる者としてかなり認識不足でお粗末な判断であると思います。市長はこのような考えの下、予算をなぜ付けないのか御答弁願いたいと思います。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 議会だより発行に関する予算につきましては、経費削減を図るため広報五條に折り込む形で発行するか、またその経費を市の広報紙発行予算に含めて対応させていただくということになりました。

そして、皆さん、太田議員が言うようなことは、私は言うておりません。あなたは勝手にそういうことを思われると思いますね。

御承知のように、議会に提案される各種議案の議決状況等につきましては、従来から広報五條を通じて、議会開催の都度、市民の皆様にごその内容を御報告申し上げているところでございます。

一方、議会だよりにつきましては同様に、議案の議決状況を中心に編集されてきたものと理解しているところでございます。

これらのことから検討の結果、内容が重複すること、記事の内容に疑問があること、また財政健全化に向けて、更に経費削減に努めなければならないこと、そして私が就任するまで議会だよりは二年半も発行されておりませんでした。私になつてからですね、これ。

そしてこの一件に関わって、予算審査特別委員会の審査ですね、二回もこれ止めましたですね、委員会を。これはどういうようなことか、私は理解に苦しみますね。

それから先日、議会のまあそういう発行するについての動機に、疑念と必要性のこの希薄さですね。加えて先日、市内中学校のPTA役員の人たちから子供たちの教育や学校運営に悪影響を及ぼしかねないとして、その記載を思いとどまるように要請があったにもかかわらず、聞き入れることなく当該議会だよりを発行いたしました。そういうことから発行予算の執行停止をせざるを得ないと私は判断したことでございます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） ああ、市長ね、言うてるのが、趣旨が全然根本的に違います。これ内容が重複すれば、今一番最初に内容が重複すると、それはも



う当然削除したらいいことですよ。もう初めから根底的に予算を付けないと、そして私がこの聞いたことね、私自分で勝手に作ったんじゃないですよ。自分の悪いこと書く、教育委員に対する反対理由や百条委員会から掲載した自分が提案していることに議員が賛成してくれない、賛成してくれないからだめだとかね、賛成してくれたら使わせたるって、これ自分が言うた。そのとき、当時議長と副議長が市長のところに行ったときこういうふうに言われた、それを確認してから私は書いたんです。（「議長は、うそ言う。」の声あり）議長は、うそ言うんですか。（「うそ言う似たもんや。」の声あり）二人とも一緒ですか、よう似たもんですか。（笑声）（「本当の話です。」の声あり）藤富議員、間違いないですか。（「間違いありません。」の声あり）市長、間違いないと言います。議長と二人が言うて、間違いないです。こういうことを（「二人とも、うそ言う。」の声あり）二人ともうそですか。まあ、うそというのは別にいいですけどね、市長、こんなことを市長たるもんが予算を付けるのに悪口を言うからとかね、賛成したらしたる、それやったら脅迫ですよ。ちゃんと議長も副議長も言うていると言うとるでしょう。（「うそつき言うとりますやん」の声あり）（笑声）うそつき。いや、あなたが一番うそつきでしょう。（笑声）そうでしょう。ね、だからこういうことを盾にして、予算を付けないとか、まして今回に関しては副市長が仲立ちしてくれたんですよ。そこから今言うたように、予算をやっぱり縮小するためということで五條市の広報に一緒に入れると、そうすることによってお金が削減できるということ、これはそのとおりで正しい。だから副市長が仲立ちしてくれて、市長と議会との中へ入ってくれてやってくれたんですよ。それにもかかわらず、副市長の顔をつぶしたわけです、市長。ね、あなたがだめだと言うから、副市長が仲立ちしてその仲裁役として、そしたら議会広報の予算もそうするんやったら庶務課の、五條市の広報の中に一緒に入れましょうということで、副市長が仲立ちして、市長も納得してくれたでしょう。ほんでもう印刷するまでにみんな委員会を開いて協議をして、できたらだめだと、子供みたいなこと市長言わないでくださいよ。そうでしょう。余りにもとぼけた話です。まあ私ね、この話に関してはこれで終わらせてもらいます。この後に田原議員からも広報委員長からも説明あります。何回繰り返しても同じことです。また田原議員の方からお話をしてくれると思いますけど、もうちょっとね、市長たる者、公平、平等に、そしてやはり議会とも協調性を持ってやっていただきたいということをお願い申し上げて、次に入らせていただきます。

次に、し尿くみ取り業務について。一、一般廃棄物処理業の許可について質問いたします。

五條市においては、市の許可を得て五社のくみ取り業者が営業しておりますが、下水道の普及により、厳しい状況に陥っているのが現状であります。

このことから、市がくみ取り業者に許可を与えている業務を行っておりますので、今後は合特法に基づいて市が業者に対して何らかの処置を考えなければならぬ状況になりつつあると考えます。

さて、この一般廃棄物処理業の許可書についてであります。前回許可書は平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの許可期限とな

っておりますが、今回の許可期限の平成二十二年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの一般廃棄物処理業の許可条件はどのようなのか、前回の許可書、平成二十年度と今年度の更新した許可書の内容が変更になっているところがあれば併せて教えていただきたいと思います。

○議長（川村家廣）櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三）太田議員さんの質問にお答えさせていただきます。

前回の二十年度の許可と今回、二十二年に許可した部分の違いということでございますが、この部分につきましては遺族継承、この部分を削除しております。その部分以外は二年間の許可ということでは同じでございます。

以上です。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣）五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）これね、大変なことなんです、部長。過去のデータを全部一覧表にしました。五社の、これいろいろとしたんですが、特にこの業者は法人ということで、法人からちょっと比較したんですけども、十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までは、法人の取り決めの中に遺族が欠けた場合ということで、三社の業者はすべて載っています。そして平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日、このときには、一社のみが法人の取締役の中に遺族が欠けた場合と載っています。そして平成二十年四月一日には当然載ってないんです。一社だけが許可の年が違いますので、ずれていますけれども、一つこれね、聞きたいのは、水企興業という業者おりますけれども、二十年四月一日には（四）の、法人の取り決めの中に遺族が欠けた場合というのが載っていないのに、ダイワクリーンサービスは平成二十一年四月一日にはこれ載っているんですね。二十年の四月にはこれ入っていないのに、二十一年には今度ダイワクリーンサービスには入っているんですよ。これ一貫性がないですよ。これはどういうことですか、説明お願いします。

○議長（川村家廣）櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三）五番太田議員さんの質問にお答えさせていただきます。

二十年度の水企興業、そこに代表者の遺族ということがないということでございます。そのときの許可、私としてはそのときにどういう事情でそうしたかというのははっきりわかりません。しかしこの遺族を継承するということが、これは個人また会社、まあ有限会社、そういうことに係ってきますけれども、二十二年の四月一日からなくしたということ。何が違うのかということを知りたいです。それ以外の事時間足らないんで「の声あり」なんで違うかと言われましてもこの二十年四月の段階ではそこは入ってなかったということだと思いますけれども、それに対して内容が違う

（「答えになってない。議長、全然説明になってない、五番」の声あり）

○議長（川村家廣）五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）これ法律に基づいた条例、規則でこれちゃんね、なっとるわけですね。私おかしいと思うのは、二十年度に水企興業さんは、この遺族継承が入っていないのに、二十一年度には今度ダイワクリンサービスというのが遺族継承が入っているんですよ。これ市としての一貫性がまるつきりないでしょう。もう一つ例えて言うたら、今度次は南和衛生社が平成二十年四月一日から四が、南和衛生社、二十年のこれは法人のとう中に遺族が欠けた場合と入っていますが、今度は水企興業の場合は、四は消えているんです。（議場に声あり）これは市としての一貫性がありません。遺族継承するの、せんのつて、大変問題なことです。なぜ私こういうことをいうかと言えば、これは大変大事なことなんです。榎前市長は賢かったなあ。この継承するときに、いろんな条件をつけています。個人から法人にする場合、個人は親族が継承しない場合はそれで抹消されます。しかしながら会社の場合は会社が倒産しない限り継承できます。ということで個人の会社が有限会社にしたと、そやけれども、そういうことがあったらだめだということで、まあ昨日、ありがとうございます。これ確認書、ちようど五條市長榎信晴市長が有限会社南和衛生社と交わした文書があります。

その中には、許可書交付後法人の取締役などで遺族が欠けた場合、もしくは法人または取締役の一人でも次のいずれかに該当する事由が生じた場合、一般廃棄物処理業の許可を取消されると、こういうことをこのときにその業者と確約を結ぶんです。なぜこれを結んだか部長わかりますよね。遺族継承されたら今後、合特法が絡んできます。この合特法の中身、御存じですよ。合特法の中身にはこういうことが書かれています。事業の転換のための援助。転廃交付金の交付、職業訓練の実施、職業のあっせん、その他自治体の独自の対策、特にこの一番、最初に言った事業の転換のための援助、転廃交付金、要するにお金を出さなくてはいけないんですよ。そやからこれから下水道がどんどん今普及されています。五條市も。そうしたときに、くみ取り業者の仕事はなくなります。そうしたときに合特法、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業の合理化に関する特別措置法、昭和五十年に議員立法で制定されている、要するに守るためです。その法律があるということは、これからどんどん五條市も下水道が今普及されています。仕事がなくなくなったら、市がその業者に対してばく大なお金を払わなくてはいけない。だからこの個人から会社に設立するときに、榎さんはこの確認書を交わしたんです。遺族がその取締役に入っていて、もし亡くなった場合はこれで取消ですよということを確認に、この確認書を作っているわけです。にもかかわらず今回取り消すということは、五條市に損害を与えることになります。

昨日、部長私言いましたよね。こんなことしたら部長、子々孫々、子や孫までお前んとこのお父ちゃん、おじいちゃんはこの市にばく大なお金を払わせたんですよ。こんなことね、したのは市長がもうやれと言われたと正直に言いなさいと、こんな部長なんでこれ変える必要があった

んですか。変える理由が。一遍変える理由、まあ説明してください。

○議長（川村家廣） 櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三） 五番太田議員さんの質問にお答えいたします。遺族継承の廃止ということに関しては、遺族継承を続けていくこれに対する合理的な理由がないということで、それで廃止をしました。

その合理的な理由と言いますのは、業者を選定する透明性、また公平性それを図るためでございます。

以上でございます。

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） まさにそれはいいことですよ。透明性を図るために、そうなるかと合特法が絡んできます。ほんでこれ、いったんね、リセットするならば、その五社の業者に対しては、まあお金を払わなくてはならないようになるんです。そやから、今後入札するなり僕はいいこと思うんです。入札するためには、この法律に基づいて今までの過程を踏まえて、相当なお金を市が支払わなくてはならない。まあ例えて言うて、今までの法律から見ると裁判の過程を見たときに、大体二トシ車のバキュームカー一台で七千万の権利が付いていると、そうなるかと市がその業者に対して入札する場合、すべてそういうお金を支払わなくてはならない。透明性と言うけれど、それを透明にしようと思ったら、そのことが部長、かかわってくるんですよ。だから、今まで暗黙の了解で多分これはきたと思うんです。まして榎市長のときは確認書までして、これを絶対にさせないと。しかしながら今の市長は、そういうこともわかりながら許可をした。これは市に損害を与える最大の大きな問題だと私は思っています。これを今後するならば、私は絶対納得できない。まして先ほど言いましたけれども、この許可書の、みんなばらばらなんです。僕一覽表にして全部作ったんです。一覽表作って。あの書類を整理するの、もうできなかったんですよ。ようさん書類がありましてね、だからまとめた、まとめたらすごくわかったんです。これまた後で部長に渡しますけれども、年度からする業者、しない業者、ということ僕はこれを見たときに、その一社の業者のためにこれを付けたと、だから他の業者にはそれを付けなかったということができると思うんです。これは大変な問題やし、市に損害を与えるということで、私は理解ができません。

そして次に、ちよっと角度を変えてしたいと思います。五條市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第十四条の二に「申請者が申請時において、既に三月以上市内に住所（法人にあっては登記された事務所又は営業所、以下この号において同じ。）を有し、かつ引き続き市内に住所を有する者であること。」

ダイワクリーンの登記はどこですか。

○議長（川村家廣）櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三）高田でございます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣）五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）となればね、五條市廃棄物処理及び清掃に関する条例施行規則第十四条（二）申請者が申請時において既に三月以上のこの住所、これ市内に置いとかなあかんことになっているんですよ、市内に。今堂々と言いましたけれどね、五條市内にありますかと言うているんですよ。高田ですか。お答えください。

○議長（川村家廣）櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三）五番太田議員さんの質問にお答えさせていただきます。

あのそれは、先ほどから少しずつちよつと、この質問の中でちよつと勘違いされた部分があるなというのがありますが、期間的には二年の契約をしていますんで、その期間がダイワクリーンの場合は、「いや僕は登記上はちゃんとここにあるのかと聞いただけです。」（声あり）登記上は、もともとそこは大塔村の区域を担当していました。そういうことで（「いや登記上にちゃんとあるんかって聞いているだけです。」（声あり）それは合併に伴って当分の間、大塔の部分の料金は当分それをもっていくということなんです。（「料金の話しているんじゃないんです。」（声あり）それに準じて、今高田であっても許可をしていると、そういうことであります。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣）議員の一般質問の持ち時間はあと四十五分となっております。質問事項の配分を考えていただきますようお願いいたします。五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）でたらめですよ。

あのね、この条例第十四条には要するに五條市内に置いてなくてはならないと、合併したのはわかります、平成十七年の九月に合併しました。九月二十五日に。もう二回許可申請しているんですよ。この条例でいっているんですよ。条例がこのように入っているんですよ。そやったら条例改正しなさいよ。しないということは五條市内に営業所または事務所がない限りこれはもう没ですよ。条例違反ですよ。許可の取消しになっているんですよ。合併したのは今言われてわかりますよ、ほんでこれは大塔の業者に、大塔のみになっています。しかしながら条例はこのようになっているんですよ、条例は。五條と同じようになれば営業所や事務所が、謄本取りましたよ。ないですよ。その当ても謄本ないですよ。となれば規則違反、これね、許可書出すときにはちゃんと謄本を出しなさいと書いているんですよ。確認してないんですか、部長。確認しているんですか、条例違反です

よ。どうですか。

○議長（川村家廣）櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三）五番太田議員さんの質問にお答えさせていただきます。

先ほど申しましたとおり、この条例としていただいています。同じく条例の附則の中で、大塔、旧大塔村については当分の間、旧の料金でということにしていますので、それに準じてさせていただくと、そういうことでございます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣）五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）附則でね、料金のこと言っているんちゃうんですよ。料金の。

これを許可するときの、条項の中のことを言っているんですよ。それはこの条項に書いているわけですよ。そのときは五條市内に会社もなかったらだめだと書いているんですよ。それから許可申請は二回もやっておるんです。ダイワクリーンは。お金のことじゃないんですよ。登記を調べたら高田ですよ。五條市に本店や営業所ないんですよ。ということは条例違反なんです。免許の取消ですよ。この許可書を更新するときに、謄本を付けなさいと、その確認をしてないんですか。まさに条例違反を自分ら納得しておるんですか。おかしいでしょう、部長。どうですか。すべて国は法律に基づいて、五條市は条例規則に基づいてやっているわけですよ。この第十四条に書いているでしょう。これ取消ですよ、そしたら。営業所ないんですから。支店もないんですから。この条例から言えば、五條市に引き続き市内の住所を要するものであること。書かれているんですよ。ほんでこれね、許可したのがダイワクリーンサービスは平成十九年四月一日ということは、もう合併した後ですよ。そして去年四月一日に許可しているんですよ。このときにも当然謄本を付けなくてはならないにもかかわらず、謄本には載っていないんですよ、五條市内、支店、営業所でもいいんですけれども、それもないんですよ。謄本取ってきました法務局で昨日。それをどうしているんですか、となれば許可の解除、取消ですよ。有り難い。これで五條のくみ取り業者がまた大塔に参入できる。一社が減ることによって五條のくみ取り業者がまた少しでも助かると思います。

まあこういわずさんのことを今までやってきた。その上に今の遺族継承を消した。もうずさんの市長のやり方には私は納得できません。まあこれ以上、議論をしても理解が得られないと思いますので、この件につきましては大変重要な件であり、市に大きな損害を与える可能性があります。したがって九十八条第一項議会の検査権及び九十八条第二項の議会の監査請求の発動をお願いしたいと思います。

議員の皆様方、よろしくお願いを申し上げます。

次にいきます。

次、にしよしの荘の跡地について。民間業者の参入について質問いたします。

さて、にしよしの荘跡地についてであります。合併時の約束である複合施設、観光そして福祉という、いろいろな過程の中で、温泉を利用した福祉施設をにしよしの荘跡地に市が建設するというに至ったわけでありますが、市長の鶴の一声で合併の約束は破棄をされ、民間業者に福祉施設を移行したのです。

経過を見ますと、平成二十一年八月二十日地質調査の入札百二十一万二千七百五十円、平成二十一年九月八日設計業務委託の入札九百万九千円、平成二十一年九月二十九日設計平面図が完成、この時点では八〇〇平米を提示する、平成二十一年十一月三十日、十月末ごろに突如として浮上してきたという民間参入の福祉総合計画案を提示するとともに、民間参入による競合部分を解消するという事で、市長の独断と偏見で五〇〇平米に縮小された縮小案が示された。ここまではすべて公費で執行を限定としています。その後今年の一月に、民間業者直営での福祉施設計画案が市長より提案され、二月十九日に地域審議会に民間業者での建設を提示いたしました。しかし地域審議会においても二転三転と変わる市長の姿勢には理解が得られなかったと聞いております。自分の考えをころろ変え、合併時の約束であり旧西吉野村の住民の気持ちを踏みにじり、振り回し、あざ笑うかのように進めようとする市長の姿勢は、行政の何たるかのいろはもわかっていません。市長は一体何を根拠に二転三転と簡単に心変わりするのか、一貫性のない市長に職員も困り果て、いい加減にしてほしいと困惑をしております。

このことを踏まえ、どのように考え、短期間の間に二転三転と方針を変えたのかお尋ねします。

○議長（川村家廣）吉野市長。

○市長（吉野晴夫）二転三転とはしておりませんね。

まず、この件につきまして、観光宿泊施設及び在宅福祉施設との複合施設整備が合併に伴い、新市建設計画に盛り込まれたということは御存じだと思いますね。そのときには太田議員もおられましたですね。私はいませんでしたね。私は箱物反対で出ましたけれども、合併時のそのような約束を受け継いだということでございます。

そして観光施設と福祉施設の複合施設として整備する方向で計画検討されてきましたが、施設設置の目的が相当異なってきたと、二度にわたり県に要望にまいりましたが、観光宿泊施設は合併特例債が認められないということで、在宅福祉施設建設として取り組むことになったということでございます。これは御了承していただいていると思えますね。県に二回も行ったということでございます。

それから平成二十年度より繰り越された設計、測量、地質調査の業務委託契約を行い、建設に向けて取り組んでおりました。また二十一年十月ごろ、

にしよしの荘跡地以外の残地を利用して、新市建設計画に基づいて福祉ゾーンを図ろうということで民間活力を利用し、官民一体となり福祉施設を建設する案が浮上いたしました。

それまでも、県の方にも言うて行きましたですけども、箱物の建設はいかなものかなというような御返事だったわけでございます。

十一月五日に基本設計をもって県と協議をしたところですね、今申したように現在の設計案では将来箱になってしまうこと、福祉ゾーン計画で民間を誘致しても問題ないことを確認いたしました。

十二月十日に西吉野地域審議会委員の皆様にご覧いただき、設計再開を行いました。一月に入り市所有のにしよしの荘跡地に計画中の在宅福祉施設について民間業者に建設させる方向で調整するよう指示をしました。

これらの現況につきまして、二月五日に地元議員に報告をし、二月二十六日と三月九日には地域審議会と厚生建設常任委員会に報告をし、行政の責任において進めよとの回答をいただきました。

その後、福祉施設建設予定地に企業誘致を行うため、四月一日付で設置要綱に基づき施設建設選定委員会委員を委嘱及び任命をいたしました。

四月五日には事業者募集要項を五條市ホームページに記載し、四月十二日に開催した応募団体説明会には二団体の参加をいただきましたが、四月二十三日の締切日までに応募登録申込書の提出があったのは一社のみでございました。

四月二十八日に施設建設選定委員会を開催し、候補者を選定いただき、審査結果を告示により公表するとともに、最優秀提案者に決定した株式会社はるすに在宅福祉施設誘致事業最優秀提案者と決定した旨、通知をし、ホームページで公表いたしました。

提案された施設は、認知症対応型共同施設で、終身の入所施設でありますグループホーム・通所と宿泊及び安否確認等の訪問を含めた小規模多機能型居宅介護でいずれも地域密着型の施設でございます。

高齢者専用住宅につきましては、主に健康者の方で柿の収穫時期や台風接近時に自由に宿泊できる施設で、付随してデイサービスや居宅介護支援・訪問介護等を含んだ総合的な施設でございます。

以上が現在までの経緯経過であります。

五月十八日に基本協定を締結した後、主な事業が競合すると思われる西吉野・大塔地区社会福祉協議会と共存共栄を目指し、市・社協・事業者による協議を行い、地域住民福祉の後退がないよう協力していくことを確認しました。

市といたしましては、お年寄りが心身ともに健康で生きがいのある豊かな楽しい生活が送れ、毎日の暮らしの中で環境の整った体制で残された人生



を過ごしていただきたいと強く願っております。

以上で答弁とさせていただきます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） 市長に言いたいのはね、ころころ変わっていないかといえ、ころころ変わっていますよ。当初に八〇〇平米、そして五〇〇平米、そして民間参入という、ころころ変わっているのが事実です。そのことよって、市長の一貫性のない思いつきの判断の結果、地質調査費、設計費が不要となったんです。合わせて一千二十万一千七百五十円という、損害を市に与えたわけですよ。市長がころころ変わったために、これだけのばく大なお金が無駄になったわけです。そのことの責任は市長、どう考えていますか。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 確か太田議員からも早いこと設計とかね、私の記憶ですが、したらないやということも要望があったと思います。（「あります。」の声あり）そして、その今言われた予算は皆様方が承認なさったということですね。（「しました。」の声あり）それを私の責任にと。（「はい。」の声あり）私は言うところでしよう。五條の五百二十億の借金、議会も通したんやろということと、全く一緒ですね。（議場に声あり）だから、私の執行した予算は皆様方が承認した。承認しておいて使ったら私の責任や。そんなあほなことはやめときなさい。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） まさに、賛成しました。私は地元西吉野出身ですから賛成しました、市長。それは間違いないですよ。それは市が建てるという前提で設計、地質調査したわけですよ。そうでしょう、市長。だから賛成したのですよ。それが民間が参入するというところでこれを破棄して違うものにするから、このお金が不要になったんですよ。反対は何もしていませんよ。賛成しました。そのときには、市が建てるという前提でこの予算を計上したわけですよ。そうでしょう。もう言うてる解釈がまるつきり違いますよ。そのときは市が建てるという前提で八〇〇平米ということを進めるといこととで地質調査、設計費が計上されたのですよ。ほんで五〇〇平米になって、あげくの果てに民間参入ということ、だからこの設計費が無駄になったからどない責任を考えているんだということを言うていんですよ。話をすり替えないでください。ころころ変わるおかげで、このお金が不要になったのですよ。話をすり替えて私らの責任にしたらだめですよ。自分が変えたために、これ市が建てていたら、一切何もありませんよ。民間参入するからというところでこれが破棄になっただけの話です。だから不要になった。計画性がないと言っておるんですよ。ころころ変わるのですよ、あなたは。ね、そういうことを私は言っているんですよ。話を替えないでください。

そして再度、角度を変えて言いますけれども、三月九日に厚生建設常任委員会が開催されたときに、資料として西吉野の複合施設原案の図面及び提供サービスの内容が示されました。この図面は誰が作ったのか、またサービス内容は誰が作成したのか、お答え願いたいと思います。

その図面というのは、この図面です。私は厚生建設には入っていませんので、傍聴に行つてこの図面をいただきました。担当部長、この図面は誰が作ったのか、御説明願いたいと思います。

○議長（川村家廣） 森本健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本敏弘） 質問にお答えいたします。

その当時、私はいなかったのですが、明確に確認はしておりませんが……（「今、確認してください。大事なことですから。前の担当がおりますから、確認してください。」の声あり）ちよつと確認します。（「時間止めてください。」の声あり）

問

○議長（川村家廣） 森本健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本敏弘） 太田議員の質問にお答えします。

この図面につきましては、「はるす」の方が作ったということでございます。ただ中身については、「もう、結構です。五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） 「はるす」が図面を作ったとすれば、西吉野の在宅福祉施設建設誘致事業に対して、市側は四月五日から公募しています。三月九日に厚生建設常任委員会で資料としてこの図面を提示しています。となれば、これは出来レースですか。まさに市長が言っている談合であります。もつと悪く言えば癒着であります。三月九日にこの図面を「はるす」がもう作っているわけですね。部長、これ。内容まで書いてある、グループホームから小規模多機能型居宅介護、適合同所介護、居宅介護施設といろいろ、完璧に書いています。ここまで出来上がっていて、公募というて、決まっている人になんて公募するのですか。そうでしょう。公募というのは、より広くの人から公募してその中で素晴らしいところを選ぶのでしょうか。この委員会にこれを提示して公募にかけらるって、まさに談合でしょう。市長が言っている、談合、談合と言っているにもかかわらず、これもそうして市長がその業者に出会って図面まで作らせて、これから公募しますって、決まっている業者、どない公募するのですか。部長。違いますか。まさにこれは談合でしょう。こんなずさんな形の中で、ここまで出来上がった、それもばかにしていますよ。厚生建設常任委員長、きょう益田議員もここにおりますけれども、この図面見たことあるでしょう。益田議員、委員会です。出しているのにこれを公募するのですよ。（議場に声あり）確認したらほとんど

同じです。そしたら公募するって、業者に作らせて、もう決まっているのですよ。そして現実には決まったのが「はるす」でしょう。この業者にとらせるために公募したのですか。もう出来レースですよ。まさに市長が言っている談合ですよ。知らないって、市長。逃げないでくださいよ。知らないですか。知らなかったですか、この図面。市長がこういう業者が来たんだと言うて、市長が一番最初に言ったのがあなたですよ。この図面を作成したとき、市長も一緒に同席していましたよね。わからんだら、渡しませようか。こんな図面まで業者に作らせておいて、ほんで四月五日から公募にかけると。ほんで「はるす」に決まったって、もう決まっていたんでしょ。まさに談合ですよ。こんなことをよくやるんだと、まして厚生建設までかけて、ばかにしていますよ、議会を。冒とくしていますよ、議会を。（拍手）まさに談合ですよ。市長。どうかなくて、見たことないですか、市長。市長が知らないと言ったら、私らどないしたらいいかわかりませんよ。出来レースなんです。三月九日に委員会を開いているにもかかわらず。

では、角度を変えてまた質問したいと思います。この「はるす」のサービス内容を見ますと、現在社会福祉協議会がやっている事業と重なるものがあります。訪問介護事業、そして通所介護事業、居宅介護支援事業、以上が競合する部分であります。これらについては、「はるす」との協議はすべて終わっているのですか、部長、お答え願います。

○議長（川村家廣） 森本健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本敏弘） 太田議員の質問にお答えいたします。

一応社会福祉施設の中に競合するものが、今議員がおっしゃるようなものが競合するというところでございます。

その辺につきましては、当然（「いや、もういいです。しているか、していないかだけです。」の声あり）今協議をしております。（「違うよ。公募した時点で。」の声あり）公募した時点ですか、それはしていません。（「わかりました。五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） これ、えらい問題ですよ。公募をかけるときに、今西吉野には社会福祉協議会があります。大塔にもあります。今年合併しました。そういう形で今存続がかかっているのですよ。もし競合するのだったら、西吉野の社会福祉協議会をつぶさなあかんのです。昔、なんで社会福祉協議会を作ったのか御存じでしょう。民間業者の参入はできないと、採算性が合わないということで、西吉野、大塔独自で社会福祉施設を作って、それで進めて行くということで半民間的に市も、その当時は西吉野ですけれども、予算を計上して作り上げたものです。それを公募する前に、このことを協議しなくては、当然社会福祉が競合するのだから、存続も考えていかなあかんのです。その中にこのことに、ここにこの時点で全部書いているわけです。内容が、それを公募する前に、そんな協議も。この部分は社会福祉協議会と重なるのでこれを削除しますというて公募をかけるのだったらいい

ですけれども、それもしないで、もう図面もできているのですよ。僕から言えば、社会福祉協議会をつぶすんだと、当然、これができたら社会福祉協議会つぶさなだめでしょう。競合するのだから。またこれを残すとなれば、この図面からその内容をすべて変えなくてはだめなんです。行政って一体なんですか。部長。当然これを出す場合、公募する前にそういうことも踏まえて協議をしてやるのが本筋じゃないですか。今から協議しておる。今この協議って何するのですか。もう図面からこのするもの、図面まで出来上がっているのですよ。例えたら、西吉野社会福祉協議会つぶすのですか。職員はどないするのですか。大塔の職員どうするのですか。そんなことをちゃんと協議をして、それから公募するのだっいたらいいですけども、今この協議って、もう出来上がっているのですよ。ということは、運営はできないのですよ、社会福祉協議会は。つぶさなくては。職員どないするのですか。職員として怠慢ですよ。まるっきり道理が通っていない。むちゃくちゃですよ。これに関しては、やることなすことすべてむちゃくちゃ。無駄な金捨てる、そして社会福祉協議会との協議もしないで、つぶす。となれば、これ十月末に突如として市長の独断と偏見で八〇〇平米から五〇〇平米に変えたときの理由は、民間参入による競合部分を解消するため。八〇〇平米を五〇〇平米に変えるときに競合する部分がある。社会福祉協議会と業者、造る業者に同じ部分があるからということで、八〇〇平米を五〇〇平米に変えたと、この時点でそのことがわかっているんですよ。十月に。競合する部分。だから八〇〇平米から五〇〇平米に変えたんですよ。それにもかかわらず、そういうことも無視して公募にかけて今協議しています。そんなん通らないですよ。部長、それで通りますか。常識範囲内。いや、もともと部長やないからね、あれですけども、過去の経緯が悪いからね、今変わったからですけどもね、それにしても常識範囲内、もう全くでたらめでしょう。部長、答弁願います。おかしいやつたら、おかしい。それだけで結構です。

○議長（川村家廣） 森本健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本敏弘） 太田議員の質問にお答えします。

この福祉施設につきましては、いろんな形の経緯がございました。最終的には四月一日から民間に公募してやっていこうということになっておりますので、その手順に基づいてやってまいりました。ただ、今おっしゃるような課題、問題点、当然残っておるといのがございますので、その分については今いろんな形で協議をさせていただいておるといのが、現状でございます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） その課題が残っているって、課題違うでしょう。公募を出す前にこういうことはすべて協議しなくては、西吉野社会福祉協議会、大塔も踏まえて、職員どないするのですか。切るのですか。もっと事前に、十月には競合部分と書いているのですよ。そやから八〇〇平米から五〇〇平米

米、そのときにはそのことがわかっていのです。競合するということは。そうでしょう、部長。今ごろからするって言うて、社会福祉協議会つぶすしかないのですよ。もしこれをやれば、また民間業者「はるす」が、それやったら話違うやないかとなってきますよ。公募する前に当然そういうことを議論して、西吉野社会福祉協議会と大塔の社会福祉協議会をどうしていくべきかと、民間との競合部分をどのようにして分離するか。いやそれとも一つにまとめるのか。どういう方法するって、議論をしてからこれを決めるわけでしょう。それもせんと業者決まっている、業者を決めるのかってこれも談合ですよ。もうそんな人らに図面まで作らせて厚生建設でちゃんと了解を、こうして図面を作成させて、そして四月から公募かけるのですから。むちやくちやですよ。一体、旧の西吉野や大塔のことでない考えてくれているのですか。編入合併やから、もうだめだと、適当でいいわと、そういう考えで、部長、進めてくれているのですか。もうちよっと慎重にかつやはり手順を踏んでやるのが筋道じゃないですか。もう一遍、これ白紙に戻してもらわなければ納得できないなど。なぜかと言うと、社会福祉協議会が存続の危機になっています。職員の確保、競合する部分で当然これは問題になりますよ。これははるすさんとも問題になると思います。そうなったとき、西吉野・大塔の福祉協議会の職員を含め、今までの過程を築き上げた過去の経緯も踏まえて、どうするかという現実を直視してやっていかなあかんのじゃないですか。それもしないで、手順どおりって、手順どおり違うでしょう。むちやくちやな手順ですよ。部長。というのも、失礼ですけどもね。今部長になっただけですから、過去の経緯が悪いのですからね。でもね、部長やから仕方ないですよ。こんなはずさんなことをやっているのですから。前の部長はここにおりますか。前の部長。もう退職されたのですか。そやからね、こんなはずさんなやり方の行政つてだめですよ。もうちよっと手順を踏んでやるのが当然ですよ。だから、これ何遍言ってもらちが明きません。これも、これ以上議論しても仕方がないので、理解が得られないと思いますので、この件につきましても、九十八条第一項議会の検査権と九十八条第二項の議会の監査請求をこれから発動してもらいたいと思います。どうかよろしくお願いを申し上げます。

次に人権総合センター、斎場及び中央公園の指定管理者制度導入についてであります。

(一) 市長自ら友人を介してNPO法人を作らせ、指定管理に当たらせようとしていることについて、質問いたします。

これにつきましては、市長、指定管理者制度にするということで市長が進めている事業の一環であります。四月十三日にNPO法人を立ち上げるときに、市長がその席に行つて、市長がNPO法人を作れということであったと思いますけれども、年間一億くらいあるから、受けることをやれと、もうかるからと。中央公園、人権総合センター、火葬場、草刈り、約一億円、二割切つても八千万もうけさせてやると、絶対損はさせんと市長が言ったと、これまだ指定管理者導入以前までの話ですよ。そんなところに行つて市長、四月十三日、そこに行つてこういうことを言われたのですか。市長、お願ひします。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 言うてません。

○議長（川村家廣） 太田議員に申し上げます。太田議員の一般質問の残り時間はあと十五分でございます。質問事項を御確認いただき、一般質問をしてください。五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） 言うてない。どうせそんなことでしょう。そこに十一人の人がおつたらしいです。その中で、そういうことを言って、NPO法人を立ち上げて、それも市長が作れと、そういう形の中で、それを受けさせてやると、こんなことを言うこと自体が根本的におかしいでしょう。まあ、言うてないと言うのですけれどもね。私は言ったということを確認してからこれを質問しているわけです。そしてもうけさせてやると、これから公募にかけるのですから、当然誰がとるのかわからない。それもNPO法人を作らせて、草刈りってどこの草刈りですか。市長、言われたのは。中央公園、人権総合センター、火葬場、草刈り、約一億円、実際一億円くらいですか、市長。それはわかりませんが、それくらいあるんですか。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） これについて、本市では厳しさを増す財政状況を踏まえ、将来にわたって持続可能な行政経営を行いつつ、同時に市民サービスの向上を図るため、職員定数の削減、民間活力の活用など改革の具体的な取組を示した五條市集中改革プランを策定し、指定管理者制度の導入をその改革手法の大きな柱の一つとしておるところは御案内のとおりでございます。

人権総合センター、斎場及び五條中央公園に対する指定管理者制度の導入に関しましても、他の公の施設と同様に、市民と行政の協働によるまちづくりを実現するため、民間活力の活用を最大限に生かすべく、制度の導入を検討し、平成二十一年九月議会にはそれぞれの施設の条例改正案を提出した経緯がございました。平成二十一年十月及び同年十一月の二度にわたり地元六自治会長から、指定管理導入については延期してほしいという内容の要望書が提出されました。

公の施設管理運営の方法としましては、市直営によるもの、指定管理者によるものなど様々な手法が考えられます。

公の施設の管理方針について、平成二十二年四月十三日開催の行政改革推進本部会議におきまして協議しました結果、三つの施設については、地元の強い要望も考慮しながら、いったん市直営で管理運営を行うものとしたしました。

今後は過去からの地元の行政に対する協力の経緯や地元の雇用創出なども考慮し、指定管理者制度の導入を、もちろん視野に入れながら他の管理運営方法としての業務委託などもそれぞれ三つの施設に適切であるかどうかなど、様々な角度から管理運営方法を検討してまいります。ということ、

今のところまだどないという、まず地元の要望でもう少し待ってこれということでもございましたので、私はそのとおりにしております。だから、言うていることは、うそでございます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） うそとか別として、そしたら四月の十三日の会議には出席しましたか。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 私はそういう地域の声を聞くということで行っただけで、途中でじきに退室いたしましたよ。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） そしたら行ったのは事実ですね。その中の人から聞いているのですよ。メンバーも聞いています。西崎さん、花岡さん、高崎さん、中西さん、小林さん、滝本さん、吉野さん、そして中村さん、いろいろ名前ありますけれども、全部確認とっています。その中の一人から、今言われたように、要するにもうけさせたと、それだけで要するに中央公園、人権総合センター、斎場、そして草刈り、草刈りというのはその公園の草刈りかもわかりませんが、それが一億くらいあると、二割切っても八千万やと、もうけさせたと、損はささんって、そこで豪語したらしいです。こういうことを、指定管理者制度にするまでに、NPO法人を自分が作れと言って、そういう形の中で言うということは、まるつきり見識がないですよ、市長。そやからそういう誤解の、行ったということは認められましたけれども、そういう誤解のないようにするには、まだ先ほども公募の話も出ましたけれども、そんなんお前とこもうけさせるとかやらしたるわ、言うてね、市長自ら言えば、こんなん公募に出す必要ないですよ。（「言えへんがな。」の声あり）市長やから間違いない言っていますよ。（「議長、そういうそを言わせたらあかんで。」の声あり）

○議長（川村家廣） 不規則発言は認めておりません。静粛に願います。

○五番（太田好紀） ちゃんとした確認をとって言っています。いつも言っていない、言っていない、いつも言いますけれどもね。私も本議会議場でこういう中途半端なことは言っておりません。だからちゃんと確認もとって質問をしているわけです。だからどっちみち、どうせ言わないということは、市長のいつものことですから、でもね、こういう会議にまだNPO法人を立ち上げる中において、そしてそういうところに行って、一億あるからもうけさせるとか、そういうことね、地域優先型、いいことですよ、地域の人がとってもらったらいと私はいいと思います。地域の人がそういう形で指定管理制度を受けてくれたら私はいと思うのですよ。しかし公募をかけてやるのだから、やっぱり適正な形の中で公平、平等に市長はやるべきだと私は思っているのです。もし、そういうことを言わないとしても、そういうところへ行くこと自体が根本的に間違っていると、私は思っています。そ

やから誤解を招くようなこともあります。これは誤解じゃないです。ちゃんと確認をしてそういうことを言ったと、大分ばかげた市長やなど、まあ何も考えていないと、そう言われても仕方ないですよ。まだ公募もかけてないんだから。先ほども同じことですよ。先に決めてからするのですから。そうでしょう。さっきのにしよしの荘跡地の「はるす」かって、もう先に決まったやつを公募にかけて、決まったと。そうでしょう、市長。こういう不正をするから、疑いたくなるのですよ。もうちよつと市長というのは公平、平等に、もうちよつと五條市民の代表ですから、ちゃんとやってあげていただきたい。市民の声を第一に受け止めて、市民のために私たちは行政も議会もやるわけですよ。そういう形の中、考えを変えて、市民のためにやっていただければ、こんなことばかりを裏でこそそして、談合ばかり。市長、あなた一番最初にやったのが、テレビ局を呼んで談合や談合やとやって、市長自身がテレビ局を呼んでやってきたんでしょ。そこまでやって叩いて、また自分が今泥沼にはまって、自分が談合しているのですよ。そうでしょう。談合、談合ってまさに自分が談合の人間ですよ。（「何の話をしとんや。」の声あり）だから襟を正して市長、もうちよつと市民のために、自分の我を通すのじゃなくて、自分の欲ばかりで、自分の思いどおりになるというたらそうじゃないです。そのための議会はチェックなんです。それまでも無視して、今やろうとしているでしょう。（「文句たれやなあ。」の声あり）

○議長（川村家廣）市長、静粛に願います。

○五番（太田好紀）そういうことを言う自体が見識なんですよ。本議会場においてね。まして、きょうは傍聴人もたくさん来ています。そんな中でそんな対応をするということ自体が市長の質が問われていると思うのです。市民の代表としてもう少し襟を正して、こういう不正のないように、私たちはそのためのチェック機関ですから、当然これからもただしていきますよ。

そして職員の方にも言いたいです。こういう緊張感を持ってやっていただきたい。もうプロセスがまるつきりになっていない。過去のこととは仕方ないというても、過去を精査して前に進んでいかなければならない。そういう形の中では、今森本部長には大変きついことを言いました。今替わっただけの部長ですよ。でもね、今はあなたが責任者ですから、過去はどうであろうと。そやからそういうことを市長がなんぼ言われても、当然執行権がある市長の言うことをきかなくてはいけないということはわかるけれど、曲がったことを正当化しようということはできないのですよ。曲がったことを正当化しようというのは。だから担当部長、今日ここに、理事者側に座っている皆さん、市長が正しかったらいいですよ。間違ったことは皆さんもね、それは市長になんぼ怒られても市長をただしてほしい。何でも言うがままになったら今後五條市はどうなるのですか。そこらも踏まえてこれから考えてやっていただきたいと思います。

議長、まだ何分がありますか。



○議長（川村家廣）あと五分。

○五番（太田好紀）次にかかせていただきます。（「答弁しようか。」の声あり）いや、結構です。（「あんたは、うそつきや。」の声あり）議長、あんたうそつきという声。こんなこと言われることないのでね、本議会議場で。

○議長（川村家廣）市長、静粛に願います。（「余り、うそを言うさかいね。」の声あり）静粛に願います。（議場に声あり）不規則発言は認めていません。市長、静かにしてください。

○五番（太田好紀）もうしゃべってよろしいですか。

次にいきます。

過疎地域自立促進特別措置法について。

失効期限が六年間延長された「過疎法」も踏まえた今後の取組について質問いたします。

この法律は、議員立法により一部改正し、失効期限を平成二十八年三月三十一日までと六年間延長され、四月一日施行されました。

今回の改正では過疎地域自立促進のための特別措置が拡充され、認定こども園や図書館等が過疎対策事業債の対象施設に追加され、特に地域医療の確保、住民の日常的な活動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化などいわゆるソフト事業が過疎対策事業債の対象となるなど、いまだ深刻な状況に置かれている過疎地域に暮らす住民の福祉向上と過疎地域の活性化を図っていかねばなりません。五條市においても、改正過疎法を踏まえて今後過疎債をどのように使っていくのか、また旧西吉野、旧大塔町の過疎地域をどのように考えていくのかお答え願いたいと思います。

○議長（川村家廣）下村総務部長。

○総務部長（下村洋次）五番太田議員の一般質問、五、過疎地域自立促進特別措置法について、失効期限が六年間延長された「過疎法」を踏まえた今後の取組について、自席から失礼をしてお答えをいたします。

平成十七年九月の合併により、本市がみなし過疎となったことから、計画期間を平成十七年度から平成二十一年度と定め、五條市過疎地域自立促進計画を策定し、総合的かつ計画的な対策を実施し、地域の自立促進を図ってきたところであります。

このたび過疎地域に置かれた厳しい現状を踏まえ、各地域からの立法措置を求める強い要望により、国会において過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案が取りまとめられ、本年四月一日から施行されております。

改正の主な内容といたしましては、平成二十二年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの六年間、失効期間が延長されたこと、また地域医療

の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化などの住民の安全・安心な暮らしの確保を図るなど、従来からのハード事業に加え、ソフト事業への拡充が追加されたところであります。

これらのことを踏まえ、本市におきましても、引き続き地域の实情に応じ、地域における創意工夫による積極的施策を実施し、総合的かつ計画的な自立促進のための施策を推進する必要がありますので、平成二十二年度事業から適用できるような新しい五條市過疎地域自立促進計画を策定中であります。

新過疎計画につきましては、五月中に各課に照会をかけ、各課から回答を七月中に取りまとめ、本年九月定例会におきまして、議決をいただくべく作業を進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番 太田好紀議員。

○五番（太田好紀） あかね、この中にはね、ソフト面の中には集落活性化を担う人材育成とか医師の雇用、路線バスの維持ということとは、市長が今言われているこれに該当すると思うんですね。だからこういうことをやっぱり有効に使っていただきたいと、まず思っております。

その中で、過疎地域、今みなし過疎と言われましたけれども、当時西吉野・大塔というのは、これに該当されてました。五條市は該当されていませんでした。となれば、私たちから考えれば、西吉野・大塔の過疎地域への優遇措置だと、当時の榎市長のときに、この話は一番最初にすることがあるのですけれども、そのときは、やはりそういうことを踏まえて考えていきたいということの答弁がありました。この過疎債は当然一番優遇されている措置であります。したがって、本当に何をするにしても、有り難い事業ができる状況となっているので、それを踏まえた形の中、今後どのように進めていくのか、そして今市長が言われているやつもその中に十分入っています。バスの問題とか、医師の雇用とか入っておりますので、今後そういうことを踏まえて、西吉野・大塔も踏まえてどういうことを念頭に置いてやっていただけるのか、お答え願いたいと思います。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） これからいろいろと御意見をいただきながら、案も練っていききたいとそのように思っております。

談合なくね。いろんな形を、そのように思っております。（笑声）

○議長（川村家廣） 以上で五番 太田好紀議員の質問を終わります。

昼食のため午後一時三十分まで休憩いたします。

午前十一時五十分休憩に入る

午後一時三十分再開

○議長（川村家廣）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁はめいりよう、的確にお願いいたします。

三番吉田雅範議員の質問を許します。三番吉田雅範議員。

〔三番 吉田雅範登壇〕

○三番（吉田雅範）ただいま議長の許可をいただきましたので、通告どおり一般質問をさせていただきます。

一般質問は二点なんです、一つ目、農作物の凍霜被害対策について。

今年三月二十七日と四月二十五日の二回にわたり発生した凍霜、いわゆる遅霜により農作物、特に柿、梅に甚大なる被害が及びました。収穫量が見込めず、生産農家の収入にも大きく影響してまいります。

農業共済に加入しております生産農家は農業共済の被害対象となりますが、未加入の生産農家にとっては非常に苦しいものとなっております。

このような生産農家に対して、五條市としての対策についてお聞きしたいと思います。

二点目につきまして、少子化対策及び婚活について。

少子化と言われますが、少子化対策について五條市としてどのような対策を講じられているのか、お聞きしたいと思います。

自席に戻り、質問させていただきます。

〔三番 吉田雅範自席へ〕

○議長（川村家廣）三番吉田雅範議員。

○三番（吉田雅範）生活産業部長にお聞きしたいのですが、一点目についての農作物の凍霜被害について。

よろしくお願いします。

○議長（川村家廣）櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三） 三番吉田議員の一般質問にお答えをいたします。

今の二回、遅霜ということでした。そういうことで、去る五月二十九日に吉田議員を始め田野瀬代議士、奈良県の農業共済組合連合会、また南和農業共済組合、JA西吉野白銀営農経済センター、また生産者の代表の方々と凍霜被害を受けた現場に集まっていたいただきました。

そして、市の方からは市長と私と担当課長と一緒にその現地を見せていただきまして、またその後の意見交換の中でいろいろ要望をいただきました。その中で、大きく言いますと、四点ほどあったと思うわけですが、まず果樹の共済金を十分、まずは加入している人のお支払の方を国の方に働き掛けてほしいということ。そして今御指摘ありました共済に加入していない農家に対する救済について。そして共済の加入率、今四〇パーセントくらいということがございますので、その引き上げる施策ということ、そして最後に無利子融資、又は利子補給制度の検討などございました。

農業共済制度は、農業災害の損失を補てんするというところで、農業の経営安定と農業の発展に役立つように、国が掛金の五〇パーセントを負担し、農家を支援する保険制度でございます。

そういう保険制度でございますが、柿につきましては、過去において余り災害に遭わなかったということや生産者が高齢化してきているということ、加入率が落ちてきているということ、そして市といたしましても、そういう事情の中、まず国、県に対しまして、共済金算定に御配慮いただくということ、そして無利子の融資資金の創設を要望したいと、そういうふうを考えております。

更に南和農業共済組合と連携して、加入促進や低利の融資の、今この災害を支援する「農林業セーフネット資金」などの情報を提供してまいりたいと考えております。

またJAならけんでは、融資の相談窓口も設けております。

県の農林水産振興課の調べでは、五條市では被害額が柿では一億六千八百万、梅では二千九百万と報告されておりますが、共済加入者の被害額は梅が八月ごろ、柿は翌年の一月ごろに判明するというところでございますので、市といたしましても、共済に加入していない方々の戸別の補償というわけにはなかなかいきませんので、融資制度を十分活用していただくということ。また国の方に、また関係機関の方に、被害に遭われた方々が生活再建できるように、支援に努めていくというふうを考えております。

以上でございます。（「三番」の声あり）

○議長（川村家廣） 三番吉田雅範議員。

○三番（吉田雅範） ありがとうございます。

過去にも台風、そしてまた、ひょう害といういろんな災害がありまして、大変困っておる農家が多かったわけなんですけれども、やはり共済というのは、人間の身体と一緒にで保険を掛けていくと、そういう仕組みなんで、やはり市としても南和共済としても、県の共済としても、農家にできる限り入ってくれと、共済に入ってくれと、保険に入ってくれということをお願いしておるのですけれども、市からもやはり入っていただくような啓発活動をやっていただきたいと考えております。

それと総括で市長に答弁願いたいのですが、この件につきまして、融資制度等はあるのですけれども、市として市長としての考え方を総括で答えて願いたいと思います。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 吉田議員の御質問にお答えさせていただきます。

果樹の凍霜被害でございます。被害に遭われた方に対しまして、心からお見舞いを申し上げたいと思います。

私も被害の状況を見せていただき、農家の皆さんが丹精込めて育ててこられた果樹が一夜にして収穫できないという、農業の厳しさを目の当たりにしたわけでございます。できる限りの支援を今後もしていきたいと思っておるわけでございます。

近々、国や県に対して要望活動を行う予定でございますので、皆さんと共々こういうときにこそ力を合わせて支援をしていただきながら、農家のために支援していきたいと、そのように思っておる次第でございます。

以上で答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（川村家廣） 三番吉田雅範議員。

○三番（吉田雅範） ありがとうございます。

先ほども、部長が答えていただいたのですけれども、結果が出るのが梅で八月、柿で一月となっておりますので、長い間に忘れることなく、よろしく願っています。

そして、続きまして少子化対策及び婚活について質問させていただきましたかと思えます。

少子化とよく言われますが、対策について、五條市としてどのような対策を講じられておるのか、市長の方からちょっと答弁いただきたいと思えます。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 少子化対策及び婚活について、自席より失礼をしてお答えさせていただきます。

五條市におきましては、本年三月には平成二十二年度から平成二十六年までの五年間を計画期間としまして、五條市次世代育成支援後期行動計画を策定し、五條市が今後進めていく子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定めたところであり、この行動計画を着実に実施し、少子化傾向にストップをかけられるよう努力しているところであります。

少子化傾向の最大の原因は、非婚化、晩婚化の進行であると言われております。こうした中、県の事業としまして、平成十七年四月に「なら出会いセンター」が開設され、結婚を応援する企業や店舗等が企画、実施する独身男女の出会いの場となるイベント情報を登録会員に提供し、結婚活動を応援しております。

独身男女の交流や出会いのためのイベント実施は、平成十七年七月九日をスタートに、一千三百十三回を数えており、五條市内でも「ばあく」並びに「リバーサイドホテル」におきまして、イベントを実施いただいております。

そのイベント実施により、五千四百六十五組のカップルが誕生し、百三十九組の結婚報告、並びに三十人の出産報告が寄せられているとのことでもあります。

このような状況からも、やはり少子化対策と結婚活動を応援することは切り離して考えることはできません。

御承知のとおり、五條市におきましても多分に漏れず少子化の一途を歩んでおり、この十年間に人口は約四千人減少し、平成十二年度に三百十四人であった出生数も昨年度は二百八人と、約百人少ない状況にあります。やはりこの一因として非婚化、晩婚化があげられることは申すまでもございません。

今後、五條市におきましても、少子化対策としまして、独身男女の結婚活動を応援し、市内で子供を産み育てていただけるような施策を実施する部署の設置を検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（川村家廣） 三番吉田雅範議員。

○三番（吉田雅範） ありがとうございます。

やはり少子化対策の一つとして、結婚活動いわゆる婚活の推進を考えていくのが一番の切り札と私も考えておりますので、市としても婚活課という形か、ほかに名目があるのかわかりませんが、私たち議員もお手伝いさせていただいて、結婚して五條市に住んでいただけるように努力いたし

ますので、市側としても、婚活課というような形で作っていただきますようにお願い申し上げまして、質問を終わります。  
ありがとうございました。

○議長（川村家廣） 以上で三番吉田雅範議員の質問を終わります。

次に八番池上輝雄議員の質問を許します。八番池上輝雄議員。

〔八番 池上輝雄登壇〕

○八番（池上輝雄） 皆さん、こんにちは。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告どおり一般質問をさせていただきます。

一番、コミュニティバスについて。

（一）五條市地域公共交通に関するアンケートについて。

二、少子化対策について。

（二）市の対策と考え方について。

最初にコミュニティバスについてでございますが、先日広報五條に掲載されておりましたアンケートについて、もう少し詳しくお聞きしたいと思います。  
まず。

一番として、前回私がお願いした市内循環バスと同じことだと考えてよろしいですか。

二番、料金はどのように考えていますか。

三番、最初は何台ほどの予定ですか。

四番、通勤、通学の時間に合うように出してもらうことはできますか。

五番、このアンケート用紙の多少にかかわらず、バスは出してもらえますか。

よろしくお願いします。

〔八番 池上輝雄自席へ〕

○議長（川村家廣） 下村総務部長。

○総務部長（下村洋次） 八番池上議員の一般質問、コミュニティバスについて。五條市地域公共交通に関するアンケートについて、自席から失礼してお

答えを申し上げます。

本市では、利用者の減少によりまして、バスの事業者の不採算路線からの撤退が進み、特に山間部の高齢者の通院、買物等日常生活に支障を来しているのが現状でございます。

そのようなことから、平成二十年度より地域公共交通の活性化及び再生の総合的かつ一体的な推進を図るべく、五條市地域公共交通連携計画を策定し、その計画に基づき、西吉野・大塔地区で補助率二分の一の国庫補助を受け、デマンド方式の乗り合いタクシー及び生活バスの実証運行を行ってまいりました。

来年度以降は、国の補助がなくなるわけでございますが、市内全域における交通弱者に対する交通網を整備するため、いわゆるコミュニティバスの運行を検討しているところでございます。

具体的には、平成二十三年四月の運行開始を目標にスケジュールを組み、作業を進めているところでございます。

御質問の五條市地域公共交通に関するアンケートにつきましても、その作業の一環といたしまして、市民の皆様の具体的なニーズを把握することを目的に広報紙六月号で市内全世帯を対象に実施したところでございます。

また併せまして、緊急雇用創出事業を活用いたしまして、公共交通推進事業において臨時職員の雇用を行いまして、現在本市が運行赤字分を補てんしております奈良交通運行バス路線について現状把握のため実乗調査を行っております。

今後、六月末をもってアンケートの回収及び実乗調査を締め切りまして、集計の結果をコミュニティバスの運行路線の検討などに生かしていきたいと思っております。

それから、御質問がありました料金であるとか、運行するバスの台数であるとか、時間帯等につきましましては、来春を目標に計画をしております。まだ具体的に何台であるとか、どういうルートであるとか、そういう細かいところはこれから検討してまいりますので、具体的には今のところは決まっております。

以上でございます。（「八番」の声あり）

○議長（川村家廣） 八番池上輝雄議員。

○八番（池上輝雄） 今アンケートが六月の三十日で締め切りって聞きましたのですけれども、ここにも書いていますけれども、これの多少にかかわらず出すということですか、どないですか。もう少なかったらバスも出さんと、そういうようなことはないですか。



○議長（川村家廣） 下村総務部長。

○総務部長（下村洋次） あくまでも来春にコミュニティバスを出していくことを前提にいたしまして、そのように市民の皆さん方の御要望であるとか、その辺を把握するために調査をしておる、そういう目的でございます。（「八番」の声あり）

○議長（川村家廣） 八番池上輝雄議員。

○八番（池上輝雄） 先日、五月二十八日なんですけれども、午後三時三十分ごろ、牧野小学校からなつみ台の自宅に帰る途中、シプレのところでも年生の女子生徒が男に誘拐されかけたことがありまして、女の子は素早く逃げて難を逃れたのですけれども、今後このようなことがいつ起こるとも限りませんので、そのためにも一日も早いコミュニティバスの実現をしていただきたいと思えますけれども、市長どうですか。ちょっとお答えいただけますか。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 我がまち山間部が多い、また池上議員の周辺は人口密度が非常に高い、そういう中におきましても、そういうような事件が未遂といえども起こりかけたということですね。こういうことを真しに受け止め、一日も早くアンケートの結果も見ながらやっていきたい。

ただ我が五條市、二九二平方キロメートルもある中で、全部ということになるとなんですけれども、利用率、またそういうような人口密集地ということも勘案しながら速やかな対応は必要かなとは思っております。（「八番」の声あり）

○議長（川村家廣） 八番池上輝雄議員。

○八番（池上輝雄） 皆さん待っていますので、どうぞよろしくお願いします。

続きまして、少子化対策についてでございます。

今子供がだんだん少なくなつて、どの地域も、地方も頭を痛めているところでございます。本当は国がもっと真剣になつて考えなければならぬことですが、地方もいろいろと知恵を出して頑張っております、三重県の朝日町もそうですが、東京の日の出町では、一人までは十万円、二人目には五十万円、三人目には百万円の出産祝い金を出して少子化対策に充て成功しております。

私は以前、国からの児童手当に五條市独自で上乘せして倍額にしてはどうかという提案をしたことがありますが、五條市の対策としてどのような考え、先ほどの吉田議員と重なるかもわかりませんが、もう一度お聞かせ願いますか。

○議長（川村家廣） 森本健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本敏弘）八番池上輝雄議員の一般質問、二、少子化対策について。（一）市の対策と考え方について、自席から失礼してお答えさせていただきます。

全国的に少子化の進行につきましては、歯止めをかけるべくいろんな施策が実施されております。

五條市におきましては、本年三月には平成二十二年度から平成二十六年までの五箇年を計画期間とします五條市次世代育成支援後期行動計画を策定し、五條市が今後進めていく子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定めたところであり、この行動計画を着実に実施し、少子化傾向にストップをかけられるよう努力をしているところでございます。

県内、他市の出生時の祝い金等の制度について調査をさせていただきましたところ、葛城市では出生祝としてアルバムを、また宇陀市については五千円分の図書券、こういったものを贈呈しておりますけれども、他の九市につきましては、五條市と同様に出生時の祝い金等の特別な制度は設けられておりません。

また全国的には、少子化をストップすべく施策として市町村独自で高額の祝い金を支給するような制度、こういったものも創設しているという市町村も確かにございます。

五條市におきましては、経費削減のことは当然ですが、財政健全化を推進している状況の中で、金銭を給付する制度の創設というのは非常に難しいものであると考えております。

今後、五條市におきましても、各市で実施しているような出生時における祝い金等の給付、また独身男女の結婚活動、こういったものを応援する施策を検討する一方、子育て支援策を着実に実施し、少子化にストップをかけられるように努力をしてまいりたいと、このように考えております。

以上で答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（川村家廣）八番池上輝雄議員。

○八番（池上輝雄）ありがとうございます。

これもまた吉田議員とどぶるのですけれども、子供が増えないということは、結婚をしない男女が多くいるということだと思えます。

県の方でも「なら出会いセンター」、「結婚応援団」というのを立ち上げまして、結婚したいが出会いがないと悩んでいる人のために独身男女の出会いの場となるイベントをしようということでございます。

吉野町でも近畿日本鉄道と、独身男女が結婚相手を探す婚活列車を出す予定で、定員四十人が既にキャンセル待ちと、そういうことも聞いておりま

す。

五條市もこのような出会いセンターを作り、一組でも多くカップルを誕生させ、五條に在住してもらえよう五條市の活性化につながればと思っております。

いろいろの考えは皆さん持っておりますが、五條を思う心は皆一つだと思いますので、市長どうぞよろしくお願いしておきます。これで終わります。

○議長（川村家廣） 以上で八幡池上輝雄議員の質問を終わります。

次に一番福塚 実議員の質問を許します。一番福塚 実議員。

〔一番 福塚 実登壇〕

○一番（福塚 実） それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。  
一番、教育行政について。

（一） 五條市の小・中学校の教育現場の現状について。

（二） 五條中学校の耐震補強工事に伴うグラウンドの使用状況について。

そして二番、農林行政について。

（一） ほ場整備事業の進捗よく状況についての二点について質問いたします。

まず、一の教育行政について。五條市の小・中学校の教育現場の現状についてお尋ねいたします。

私の知るところでは、今現在五條校区の小・中学校ではかなり落ち着き、授業またはクラブ活動においてもスムーズにできているとのこと。ほ

かの校区の小・中学校ではどのような状況ですか。お尋ねいたします。

それでは自席に戻りますので、よろしくお願いいたします。

〔一番 福塚 実自席へ〕

○議長（川村家廣） 赤井教育長。

○教育長（赤井 猛） 一番福塚議員の小・中学校の教育現場の現状についての御質問にお答えいたします。

昨年度、問題行動のあった小学校におきましては、保護者の方々に来校いただき、授業参観や子供たちに声掛けなどの御協力をいただきました。

また、児童がより良い学校生活ができるように、アンケートをとり、個人指導や学級編成のデータとして活用しました。

そして、学校の諸問題につきましては、経験豊かな教員からなるチームを編成し、対応してまいりました。また、保護者の皆様方には学校の様子を通信等でお知らせし、学校との連携を密にしていまいりました。その結果、昨年度に比べ授業は大変落ち着いた行われるようになりました。

一方、中学校におきましては、教員と生徒及び保護者の人間関係の構築に努め、特に学校とPTA役員との連携をより密にし、スクラムを組んで信頼できる学校づくりに努めているところでございます。

本年度におきましては、昨年度に比べ問題行動が減少し、生徒自身も落ち着いて学習に励みつつあります。

今後、学習、部活動などを通じて生徒が豊かな心を育むように学校、PTA、そして教育委員会が連携して魅力と活力のある学校づくりに取り組んでまいりたい。このように思います。

どうか、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。（「一番」の声あり）

○議長（川村家廣） 一番福塚 実議員。

○一番（福塚 実） どうもありがとうございます。

大変教育長の話、理解ができました。

それでは、先ほどの教育長の話ともかぶるのですけれども、子供たちを取り巻く環境も日々変化し、ゆとり教育の見直しなど、先生方やPTA、保護者の皆様においても、変化に付いていくのが困難な時代かもしれません。そのため一番被害に遭うのが子供たちです。問題があれば、迅速な対応をとらなければいけません。保護者やPTA、先生方、また地域の方々との連携も必要だと思われませんが、教育長の考えもお聞かせ願います。

○議長（川村家廣） 赤井教育長。

○教育長（赤井 猛） 福塚議員の再質問にお答えいたします。

子供を育てていくためには、学校、保護者、地域が一体となって連携をしていくことが非常に大切であります。そのためには、学校から情報を発信するとともに、地域に足を運んで、地域、家庭での子供たちの様子や地域の方々の意見や保護者の願いを受け止めることが重要である、このように思います。

以上で答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（川村家廣） 一番福塚 実議員。

○一番（福塚 実） どうもありがとうございます。

学校関係においても、様々な変化によるうわさや風評によって頭を悩ませる学校や父兄がいるのも現状です。うわさなどは尾ひれはひれがついて誇張されて伝わり、事実と異なり誤解を招く可能性があります。そのようなときには、教育委員会もしっかりと事実確認をとっていただいて、正確な情報を保護者の方々に伝えていただき、適切な対応をお願いしたいと思います。

その点について、教育長の考えをお聞かせください。

○議長（川村家廣） 赤井教育長。

○教育長（赤井 猛） 今、福塚議員の方からお話ありましたこと、肝に銘じまして教育委員会として頑張っております。

よろしく願います。（「一番」の声あり）

○議長（川村家廣） 一番福塚 実議員。

○一番（福塚 実） どうもありがとうございます。

続いて、一の二番、五條中学校の耐震補強工事に伴うグラウンドの使用状況についてお尋ねいたします。

五條中学校のグラウンドについては、校舎の耐震補強工事のため、クラブ活動などの練習などは何とまでかできていますが、練習試合などでは使用できないのが現状です。先生や保護者の方々の話では何とか上野公園の施設が使えないかとの要望が教育委員会に出されているようです。これも毎日グラウンドを使うのではなく、ごく限られた日数です。聞くところによると、月に一、二回程度だと聞いております。

教育委員会、五條市としても学生のスポーツ振興のために協力できないものか、お尋ねいたします。

部長、よろしく願います。

○議長（川村家廣） 樫内教育部長。

○教育部長（樫内成吉） 一番福塚議員の一般質問、一、教育行政について。（二）五條中学校の耐震補強工事に伴うグラウンドの使用状況についての御

質問にお答え申し上げます。

現在、教育環境の整備におきましては、子供たちの安全を最優先に確保すべく校舎の耐震補強改修工事を計画的に行っております。

平成二十二年度におきましては、五條中学校の校舎耐震補強改修工事を三月から十月末までの工期で行っております。

また、工事に関しては、学校、PTA、教員関係の事務局、施工業者との関係者で毎週一回会議を持ち安全な施工に努めているところでもあります。工事期間中、グラウンド内に工事現場の事務所及び資材置き場を設置する必要があり、グラウンドの使用を一部制限しております。そのためクラブ活動、特に野球部における公式的な試合には安全性の観点から支障を来すため、五條中学校のグラウンドを使用することができません。

このようなグラウンドの使用状況について、教育委員会といたしましては、クラブ活動の支援のため、工事期間終了の十月末までに開催予定の数回の公式的な、あるいは練習的な試合に関しては上野公園多目的グラウンド等の施設が使用できるよう前向きに検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。（「一番」の声あり）

○議長（川村家廣） 一番福塚 実議員。

○一番（福塚 実） どうもありがとうございました。

子供たちもグラウンドを使用する上で、アウェイの状態です。試合などをするよりも、ホームの状態です。試合をした方が子供たちのモチベーションの面でもかなり違いますので、またよろしくお願いいたします。

次に、二番の（一）ほ場整備事業についてお尋ねいたします。

我が五條市も少子高齢化社会で、現在農業面においても、例外なく高年齢化、後継者不足です。

五條市の水田、畑、パイロットなどは自然環境面からも大変重要な役割を果たしています。そのため、農地環境を荒らすことなく、整備維持する必要があるとあります。

今現在、阪合部では、ほ場整備事業が行われています。愛称は、「夢野山」、水土里ネット夢野山です。この事業は、五條市の農地環境の改善や農業振興に大きく希望の持てるものだと思います。愛称は、「夢野山」、水土里ネット夢野山です。この事業は、五條市の農地環境の改善や農業振興に大きく希望の持てるものだと思います。

山陰町、表野町、火打町、大津町、中町に改良区が誕生し、集落営農が実施されつつあります。総面積は三一町歩、総工費十億円、内訳三億六千万円は文化財調査費、市の負担になっています。国五〇パーセント、県二七・五パーセント、市一一・二五パーセント、地元負担一一・二五パーセントで、反当りの負担額二十三万四千円を二十二年度より十年間積み立てていくようです。二十二年度はもっと広い範囲のほ場整備事業が行われるようですが、ほ場整備事業のこれまでの経過、今後の進捗よく状況と今後の予定についてお尋ねします。

部長、よろしくお願いいたします。

○議長（川村家廣） 櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三） 一番、福塚議員さんの一般質問にお答えをいたします。

今質問いただいたとおりの事業規模でございます。

そして、この事業につきましては、平成十三年度から事業が計画され、地元協議会や県協議会を経て、二十年度から平成二十四年度までの五年間で県の経営体育成基盤整備事業で取り組んでおるところでございます。

今質問いただいたとおりでございますが、総額的には約十億でございます。

そして、ほ場負担等についても、今御質問のとおりでございます。

そして、この二十年度から始まりまして、二十一年度第一期の工事が終わります。その中で、山陰地区で七ヘクタールのほ場が完成しております。今、田植えも終わったところでございます。

そして、平成二十二年度には山陰、表野、火打におきまして、九・四ヘクタールの事業に着手することになっております。

そして、平成二十三年、二十四年に残りの一三ヘクタールを実施する計画でございます。

また、整備後のほ場につきまして、集落営農に取り組むことになっておりまして、今年中に集落営農組織「夢野山」を立ち上げ、地域全体で取り組むことになっており、市としても支援してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（川村家廣） 一番福塚 実議員。

○一番（福塚 実） どうもありがとうございます。

平成十三年からの計画だということで、大変勉強になります。

では次に、ほ場整備が大きくなることで、作業効率のよい大型トラクターやその他の設備が必要になります。五條市としても、地域の皆様と協力し、農家の負担が軽減できるように販売促進やP Rなどのように、協力ができるかどうかお尋ね申し上げます。

○議長（川村家廣） 櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三） 一番福塚議員さんの一般質問にお答えいたします。

集落営農組織「夢野山」これの立ち上げをしていただいた後、今年度新しく経営体育成交付金というのができまして、それに伴いまして一町という大きなほ場もございます。そういうことでトラクターとか機械設備の導入ということも予定しているということを聞かせていただいております。

これにつきまして、国の方の二分の一が交付金として交付されますので、その辺も併せながらこの事業の推進について支援また有効活用について取り組んでまいるようにしてまいりたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（川村家廣） 一番福塚 実議員。

○一番（福塚 実） どうもありがとうございます。

今後とも農業振興のために、御尽力をよろしくお願い申し上げます。

これで私の質問を終わります。

○議長（川村家廣） 以上で、一番福塚 実議員の質問を終わります。

次に四番堀川浩美議員の質問を許します。

〔四番 堀川浩美登壇〕

○四番（堀川浩美） ただいまから議長様の許可をいただきましたので、質問の説明をさせていただきます。

一番、乳幼児医療費の助成について。

二番、五條市衛生センターについて。

三番、すてきな出会い支援について。

四番、コミュニティバスについて。

一番、乳幼児が病気になれば医療費は要るし、親は仕事を休まなくてはならず、経済的な負担が多く医療費の助成はとても助かります。乳幼児の医療費や通院、入院の医療費の市からの助成について、県からの補助金や、どの程度の金額の助成の制度があるのかお尋ねいたします。

自席に戻ります。

〔四番 堀川浩美自席へ〕

○議長（川村家廣） 森本健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本敏弘） 四番堀川議員の一般質問、乳幼児医療費の助成について自席からお答えさせていただきます。

乳幼児医療費の助成につきましては、県の制度に準じましてゼロ歳児から小学校就学前までの乳幼児を対象に所得制限を設け、通院及び入院の医療



費に対し、一部負担金への助成を行っております。

対象となる乳幼児数は三月末現在で一千三百二十八名であります。

医療費の一部負担への助成額につきましては、平成二十一年度中に通院で約一千五百七十八万円、入院で約五百十九万円を助成いたしております。

県の補助金につきましては、この助成金の二分の一を補助していただいております。その結果、保険内医療における一部負担金は一箇月当たり通院で五百円、十四日以内の入院で一千円のみ負担となっております。

一部負担金の助成方法につきましては、年一回の資格申請をいただいた後は、後日登録済みの口座に振込みをさせていただき自動償還払い方式をとっております。ただし、県外の医療機関にかられた方につきましては、領収書により市へ助成の申請が必要となっております。

今後につきましては、福祉施策及び少子化対策の一環として、県下市町村の医療費助成制度の状況もかんがみ、県に対して一部負担金の廃止、所得制限の廃止及び対象年齢の拡大などを要望してまいりたいと、このように考えております。

また、子供たちの健康と健全な成長及び発育を願う施策といたしまして、保健福祉センターにおきましては、健康診断、健康相談、各教室、訪問指導、予防接種などの事業も展開いたしております。

今後とも子供たちの健康と子育て世代の医療費負担の軽減を目指し、努力してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（川村家廣） 四番堀川浩美議員。

○四番（堀川浩美） そして五條市の子供たちが健康な身体となりますように、「健康、子育てブック」とか講習会とか、日ごろから歯の磨き方を教えた、保育所や学校で体操をしたりして、病気にかけないように市で指導していただくことが若い人たちにとって、五條に住んで良かったと言っているだけだと思います。どうかよろしくお願いいたします。

次、二番に移ります。

五條市衛生センターについて。議第四十四号 五條市衛生センター条例の全部改正について。

今更な必要であるのか、指定管理者制度を導入すれば、どのようなメリットがありますか。お尋ねいたします。

次に三月議会のし尿処理費で、生活環境影響調査業務委託料一千五百万と臨時議会の商工費、基本構想計画業務委託料二百五十万の予算がつきましたが、その後、作業の進み具合と否決になりました測量業務委託料二百二十万と地質調査業務料五百四十六万円、緊急の必要性についてと地元二見地

区自治連合会との話し合いはどうか。お尋ねいたします。

次に周辺地域環境整備事業について、周囲にお住まいの方々には衛生センターや奈良県流域下水道浄化センターとか、他の地域ではいやがる迷惑施設に対し、地元の方々にも喜んでいただき、市民の憩いの場にもなり、周囲の環境は良くなるように近くの公社の土地を最大限に活用し、防災公園のようなものを造っていただけたら、誠に有り難いと思っております。

○議長（川村家廣）堀川議員、一問一答方式で、一つずつ。櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三）四番堀川議員さんの一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、最初の指定管理者制度を導入するメリットでございます。

五條市衛生センターの指定管理者制度導入に伴うメリットといたしましては、経費の削減により財政健全化という市の行財政改革の目的達成と民間活力のノウハウを導入し、更に施設の維持管理の徹底を図ることと考えております。

具体的には、新し尿処理施設の完成が、平成二十六年年度を目指しておりますので、四年間の指定管理者制度の計画をいたしております。

指定管理者制度導入により、単年度で約三千七百万円の経費が削減されると見込んでおります。そういうことで、四年間で、総額一億五千万円の経費削減になるものと試算をしております。

経費削減及び維持管理の徹底のために、指定管理者制度の導入が是非とも必要であるというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（川村家廣）四番堀川浩美議員。

○四番（堀川浩美）次に、三月議会のし尿処理費で生活環境影響調査業務委託料一千五百万と臨時議会の商工費、基本構想計画業務委託料二百五十万の予算がつかいましたが、その後の作業の進み具合をお願いいたします。

○議長（川村家廣）櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三）四番堀川議員さんの一般質問にお答えをいたします。

衛生センターにつきましては、昭和五十三年に建設されて、三十二年の経過により老朽化が進み、修理を重ねながら施設の維持管理に努めてまいっております。

地域の皆様には悪臭等で御迷惑をおかけしております。地域の切実な要望もいただいております。早急に建て替えが必要と考えております。

その中で、まず衛生センターの建て替えに関する二見地区自治連合会との協議につきましては、五月十九日に覚書を締結したところでございます。生活環境影響調査業務委託料一千五百万円につきましては、二見地区自治連合会との覚書が締結された後に、業務発注に向け関係機関と協議をし、六月末発注を予定いたしております。

また、今回の六月議会に上程をさせていただいております測量業務委託料二百二十万円、地質調査業務委託料五百四十六万円につきましては、新し尿処理施設建設事業に係る一連の調査業務であり、建設に伴う財源といたしましては、合併特例債を予定しております。

この期限が平成二十六年である点からも、生活環境影響調査業務に引き続き早急に発注し、施設の整備を進めていくためにも、是非とも必要な補正予算につきまして、御議決をいただきたいというふうに思っております。

なお、周辺地域の環境整備事業につきましては、担当の都市整備部長の方からお答えをさせていただきます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（川村家廣）森本都市整備部長。

○都市整備部長（森本元三）続きまして、私の方から臨時議会で予算がございました周辺環境整備基本構想業務委託料二百五十万につきまして、進捗よく状況を説明させていただきます。

去る五月二十一日に業務委託契約が成立いたしましたして、八月末という工期を今現在与えておりまして、周辺の地形、もしくは状況等を調査しております。最中でございます。

以上でございます。（「四番」の声あり）

○議長（川村家廣）四番堀川浩美議員。

○四番（堀川浩美）ありがとうございます。

次に、周辺にお住まいの方々には衛生センターとか奈良県流域下水道浄化センターとか、他の地域ではいやがる迷惑施設に対して地元の方々にも喜んでいただき、市民の憩いの場にもなり、周辺の環境は良くなるように、近くの公社の土地を最大限に利用して防災公園になるようなものを造っていただけたら、誠にありがたいと思っております。

防災を目的とした公園であれば、国からの補助金がありますか。お尋ねいたします。

○議長（川村家廣）森本都市整備部長。

○都市整備部長（森本元三）堀川議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

まず、公園整備なんですけれども、基本的には衛生センター周辺の環境整備と周辺のイメージアップを図り、市民の方の健康増進と憩いの場の確保のために五條市土地開発公社の土地を最大限有効利用した緑豊かな公園を造ろうと計画しております。

しかしながら、土地開発公社の土地の一部は五條市から国土交通省にかねてから強く要望しております二見、川端、犬飼地区の堤防計画の一部として土地開発公社の土地も必要になってまいりますので、周辺の民有地等々を含めて皆さんの御協力と御理解を得ながら計画してまいりたいと考えております。

それと、補助の方なんですけれども、公園事業の国庫補助といたしまして、最低の基準面積がございます。その基準面積をどの辺をとるかということも県と今後検討いたしまして、考えてまいりたいと思います。

以上でございます。（「四番」の声あり）

○議長（川村家廣）四番堀川浩美議員。

○四番（堀川浩美）ありがとうございます。

次にまいります。

すてきな出会い支援について。五條市の未婚者にすてきな出会いの機会を企画していただき、若い人たちに幸せな家庭を築いていただくために五條市で、男女のキューピット役をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（川村家廣）森本健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本敏弘）四番堀川議員の一般質問、三、すてきな出会い支援について、自席から失礼してお答えさせていただきます。

少子化傾向の最大の要因は非婚化、あるいは晩婚化の進行であると言われております。

奈良県では平成十七年四月に「なら出会いセンター」を開設し、結婚を応援する企業や店舗等が企画、実施する单身男女の出会いの場となるイベント情報を登録会員に提供し、結婚活動を応援しております。

平成二十二年六月一日現在の登録会員は男性九百九十八名、女性一千六百四十一名の計二千六百三十九名で、五條市在住の登録会員は男性二十一名、女性二十三名の計四十四名であります。

单身男女の交流や出会いのためのイベント実施は、平成十七年七月九日をスタートに、一千三百十三回を数えており、五條市内でも「ばあく」並び

に「リバーサイドホテル」におきまして、イベントを実施いたしております。

イベントには男性一万九千六十六名、女性一万八千七百二十五名、計三万七千七百九十一名の参加があり、五千四百六十五組のカップルが誕生し、百三十九組の結婚報告、並びに三十人の出産報告が寄せられているとのことであります。

五條市としましても、広報五條で、なら出会いセンター事業をPRするとともに、児童福祉課の窓口でパンフレットの配布を行い、なら出会いセンター事業の推進に支援、協力しているところであります。

今後は、五條市の少子化対策の一環としまして、独身男女の結婚活動を応援し、市内で子供を産み育てていただけるような、施策の実施を検討してまいりたいとこのように考えております。

以上で答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（川村家廣） 四番堀川浩美議員。

○四番（堀川浩美） 先ほど部長さんのお話にもありましたように、以前にも五條で開催されたそうでございますが、公募の方法に問題があったんだと思います。

先ほど部長さんが言われたように、広報にそういうふうにして載せていただけたら一番有り難いと思えますし、そして出会いを支援するためには一回で終わらず、五條市には立派なりバーサイドホテルがありますので、毎月一回ゲームをしたり、風船遊びをしたり、ダンスをしたり、すてきな出会いの手助けをしたいと、そしてやはり婦人会の方にも協力していただいたら成功すると思えます。どうかひとつよろしくお願いいたします。

次、四番に移ります。

コミュニティバスについて。先ほども議員さんからいろいろございましたが、六月一日に配布されました広報五條の中に、五條市地域公共交通のバスに関するアンケートがありました。多くの交通弱者には待ちに待った待望のバスが走ると、市民は大変喜んでおります。

そこで、お尋ねします。

現在、バスにかかっている予算は幾らですか。

○議長（川村家廣） 下村総務部長。

○総務部長（下村洋次） 四番堀川議員の一般質問、コミュニティバスについて自席からお答えをいたします。

現在、予算は幾らかということにつきましては、平成二十二年度予算では、奈良交通株式会社が運行する路線バスに対する運行維持対策費補助金と

いたしまして、三千六十一万二千元。西吉野地区生活バス運行委託料といたしまして、四百四十四万円。大塔地区ふれあいバス運行経費といたしまして二百二十五万円。デマンドタクシー運行委託料としまして、三百六十九万六千元、合計四千九十七万二千元でございます。（「四番」の声あり）

○議長（川村家廣）四番堀川浩美議員。

○四番（堀川浩美）ありがとうございます。

次に、先ほどの議員さんが質問されたときに、部長さんからの答えて、国からの補助金は来年からなくなると聞きましたが、それをもう一度お願いいたします。

○議長（川村家廣）下村総務部長。

○総務部長（下村洋次）国からの助成金につきましては、二十年度から地域公共交通活性化・再生総合事業としまして、実証運行経費の二分の一を国庫補助金として受け取っております。

補助を受けられる最終年度、今年度が最終年度となります。二十二年度におきましては、全国的に要望が多いということで、結果的にこの補助率が三分の一度に変更されると聞いております。

補助としましては、今年度で終わりということでございます。（「四番」の声あり）

○議長（川村家廣）四番堀川浩美議員。

○四番（堀川浩美）現在のバスは何台で走っておりますか。

○議長（川村家廣）下村総務部長。

○総務部長（下村洋次）バスの台数につきましては、西吉野地区の生活バスに二台、大塔地区のふれあいバスに三台、デマンドタクシーに四台となっております。（「四番」の声あり）

○議長（川村家廣）四番堀川浩美議員。

○四番（堀川浩美）ありがとうございます。

そして、来年、コミュニティバスについてですが、池上議員も聞いていましたが、無料ですか、有料ですか。

○議長（川村家廣）下村総務部長。

○総務部長（下村洋次）コミュニティバスの運行につきましては、来春の運行を目標に現在調整をしております生活バス、

あるいはデマンドタクシーにつきましては、大人の方で二百円、子供の方で百円、障害者の方と小人の方が百円ということで、料金の徴収をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まだ、料金の方はわかりませんが、受益者負担ということで、料金はいただく方向で考えております。（「四番」の声あり）

○議長（川村家廣） 四番堀川浩美議員。

○四番（堀川浩美） 有料で運賃を取ることですので、それは白ナンバーでもいけるのですか。

○議長（川村家廣） 下村総務部長。

○総務部長（下村洋次） ちょっとその辺は陸運事務所の方で問い合わせなければ、具体的に私は承知してないのですが。その辺は事前に交通体系を考えていく中で、地域公共交通会議がございまして、そこで国・県あるいはタクシー協会、それから地元の方々、寄っていただいて協議する場があるのですが、そのときに陸運事務所の方もみえますので、その辺も含めて協議をしてまいりたいと思います。（「四番」の声あり）

○議長（川村家廣） 四番堀川浩美議員。

○四番（堀川浩美） 野迫川も今コミュニティバスが走っておりますのやけれども、それは有料で、そして白ナンバーで走っております。またいろいろと研究、野迫川の方にも聞いていただいたらわかると思います。どうかよろしく願います。

そして、そのコミュニティバスを来年走らせるということでございますが、身体の不自由な方でも乗れるのですか。

○議長（川村家廣） 下村総務部長。

○総務部長（下村洋次） 現在の生活バス等につきましては、各社とも運転手によりまして、簡単な乗降のお手伝いであるとか、車内の手すりであるとか、ステップなどで対応しております。重度の障害をお持ちの方については、安全確保の観点からも介護タクシーなんかを御利用するように御案内しているというような状況なんです。これも今後検討していく部分なんです。今度、来春に向けて調整していくコミュニティバスにおいては、車椅子でも対応できるようなバスについても、現在検討しております。（「四番」の声あり）

○議長（川村家廣） 四番堀川浩美議員。

○四番（堀川浩美） そういう身体の不自由な人こそバスが必要だと思っております。是非とも検討の方、よろしく願います。

そして、そのバスは奈良交通に委託するのですか、それとも五條市でバスを買って走るのですか。

○議長（川村家廣） 下村総務部長。

○総務部長（下村洋次）現在、その辺もバスを市で買って、運行を委託するのか、バスも運行も含めて委託するのか、その辺もまだ検討中でございますので、今のところ結論は出ておりません。（「四番」の声あり）

○議長（川村家廣）四番堀川浩美議員。

○四番（堀川浩美）交通会社に委託するにしても、五條市がバスを買うにしても、やはり一番経済的、そして安全な方法でやっていただきたいと思いません。

そして、その実施は何月何日からでございますか。

○議長（川村家廣）下村総務部長。

○総務部長（下村洋次）目標としておりますのは、来春ということですので、平成二十三年四月一日を目標に進めております。（「四番」の声あり）

○議長（川村家廣）四番堀川浩美議員。

○四番（堀川浩美）ありがとうございます。

私の質問はこれで終わります。

○議長（川村家廣）以上で四番堀川浩美議員の質問を終わります。

この際、申し上げます。本日、山口耕司議員から資料配付の申し出があり、これを許可しております。

次に、二番山口耕司議員の質問を許します。二番山口耕司議員。

〔二番 山口耕司登壇〕

○二番（山口耕司）ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告のとおり一般質問をさせていただきます。

一番目に、未来を担う子どもたちの細菌性髄膜炎を予防するヒブワクチンと肺炎球菌ワクチンの公費助成について。

（一）世界標準に遠く及ばない日本の予防接種体制の現状について、五條市はどう考えるのか。

（二）市内のヒブによる小児細菌性髄膜炎、こう頭がい炎、肺炎などの現状について。

（三）市内におけるヒブワクチンと肺炎球菌ワクチンの現在の接種状況について。

（四）小児細菌性髄膜炎を予防するヒブワクチンと肺炎球菌ワクチンの公費助成について。

二番目に「新たな地域交通体系」のプロジェクトについて。



(一) 現在何名で、どのような体制で、どのような観点、視点から取り組んでいるのか。

(二) 来年度のデマンドタクシーの運行について。

(三) 国道一六八号吉野地域公共交通活性化協議会との関連について。

まず最初に、未来を担う子どもたちの細菌性髄膜炎を予防するヒブワクチンと肺炎球菌ワクチンの公費助成について。このことは、私の近所のお母さんとの何気ない立ち話より始まり、昨年十一月に二人目のお子さんを出産され、「上の子は、下の子の面倒を良く見てくれるので助かっています。この子は大きな病気もすることなく、ここまで大きくなったからもう安心です。せやけども、下の子はこれからで、多くの予防ワクチンは、安く受けることができるけれども、ヒブワクチンを受けさせてやりたいけれど高価で、どないしようか考えているねん。病気になったら後悔もするし、もう少し安くならないのですか。」との問いに対して、私の調査が始まり、そして一般質問させていただくことになりました。

皆様の御理解をいただくために、皆様のお手元に今井二丁目山本小児科山本先生より頂いた資料を、コピーの許可をいただき、配付させていただきました。どうぞ御覧ください。

細菌性髄膜炎は、脳を包む髄膜に菌が取り付き炎症を起こす病気で、早期の診断が難しく、重篤な状態となって初めてわかります。国内では、年間約一千人が発症し、その約五パーセントが死亡、救命できても約二五パーセントが脳に後遺症を残します。発症年齢は生後三箇月から五歳ごろまでに多く、決して侮れない警戒すべき感染症でございます。

原因菌は、約六割がヒブ（インフルエンザ菌b型）で、続いて肺炎球菌が約二割を占めております。何よりも迅速な診断と適切な治療を受け、重症化を防ぐことが大切ですが、早期には風邪と見分けるのが難しく、重症化してしまうという事例も少なくありません。このため、ワクチンで細菌性髄膜炎を予防することが重要になってきます。

ヒブワクチンは二〇〇八年十二月から販売。病気の原因となるヒブ菌は、せき、くしゃみで飛び散ることによって感染が拡大します。保育園、幼稚園など集団保育での感染が多くなっており、ワクチン接種を受ければ、のどなどにヒブ菌が付かなくなり、感染拡大の抑止効果が高くなります。

一方、小児用肺炎球菌ワクチンは、今年の二月二十二日に販売が始まったばかりでございます。

肺炎球菌は小児の場合、細菌性髄膜炎のほかに、肺炎や難治性中耳炎の原因にもなる。また、同ワクチンには小児期だけでなく、高齢期まで肺炎を防ぐ効果が続くという利点もございます。

山本小児科医の先生は、「髄膜炎を予防できる二種類のワクチンを受けられる方は、見識のある方、経済的に余裕のある方です。公費の負担がありませんとこちらでも啓発しやすくなります。」と言われており、ヒブワクチンは四回の接種が必要とされ、一回につき七千円から八千円の費用がかかります。肺炎球菌の予防接種は一回で五年以上効果が継続するとされ、ヒブと同様に七、八千円程度かかります。どちらも任意接種で全額自己負担のため子育て家庭にとって経済的負担が大きい。そのため接種率が低い原因と指摘されています。誰もが安心して医療を受けられるためにも、公費助成の流れを更に加速するべきだと考えます。

一九九八年に世界保健機構(WHO)が、乳幼児へのヒブワクチン無料接種を推奨しているように、ヒブと肺炎球菌による細菌性髄膜炎は、ワクチン接種により効果的に予防することが可能であり、ワクチンを定期予防接種化した国々では発症率が大幅に減少し「過去の病気」としています。

世界標準に遠く及ばない日本のワクチンギャップを少しでも埋める観点から、質問(一)の、世界標準に遠く及ばない日本の予防接種体制の現状について、五條市はどう考えるのか。市長に答弁をお願いします。

それでは自席に戻らせていただきます。

〔二番 山口耕司自席へ〕

○議長(川村家廣) 吉野市長。

○市長(吉野晴夫) 山口議員の一般質問にお答えさせていただきます。

世界標準に遠く及ばない日本の予防接種体制の現状について、五條市はどのように考えているかということでございます。自席より失礼してお答えさせていただきます。

ワクチンで防げる感染症には現在、定期予防接種として実施しています、はしか等と任意接種として実施されている予防接種があります。その中の一つにヒブと肺炎球菌による感染症があります。二〇〇八年現在、百十箇国以上で接種され、有料でも接種できないのは先進国では日本のみ、東南アジアにおいては、北朝鮮と日本だけとされておりました。

日本においても、小児科医を中心にワクチンの認可を求める声が高まり、ヒブワクチンは平成二十年十二月十九日、小児用肺炎球菌は平成二十二年二月にようやく認可され、各地で任意による予防接種が始まったところであります。

五條市としましては、予防接種の情報は常に把握し、国からの指導を基に保護者の意向を反映させた早急な対応を心掛けていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。(「二番」の声あり)

○議長(川村家廣) 二番山口耕司議員。

○二番(山口耕司) ありがとうございます。

日本はワクチン後進国という認識を、市長も理解していただいております。

この先進国に遅れること二十年でございます。予防接種後進国の日本でもようやくヒブワクチンが接種できるようになった。そしてまた、肺炎球菌も今年から接種が可能になったということでございます。

ただ東アジアで、今市長も申されましたけれども、有料で接種できなかったのは、昔は日本と北朝鮮だけであったという、大変ワクチンの遅れた日本は後進国でございますので、そのためにも市としての早急な取り組みが必要ではないかと考えるところでございます。

そして、(二)の質問でございます。市内のヒブによる小児細菌性髄膜炎、こう頭がい炎、肺炎などの現状について、健康福祉部長にお尋ねいたします。

○議長(川村家廣) 森本健康福祉部長。

○健康福祉部長(森本敏弘) 二番山口議員の一般質問、二番目、市内のヒブによる小児細菌性髄膜炎、こう頭がい炎、肺炎などの現状について、自席から失礼してお答えをさせていただきます。

細菌性髄膜炎は、年間三百人から五百人が発症し、そのうちヒブと肺炎球菌によるものが八〇パーセントを占め、死亡が約五パーセント、重症の後遺症が二〇から三〇パーセントが残ると言われております。

市内におきましては、髄膜炎の発症の確認はされておりますませんが、髄膜炎の確認には髄液を採取し、検査することが必要であり、本人の負担が大きいため初期症状の発熱やおう吐などの状況では検査せず、意識障害等が伴って初めて検査を実施することが通例であり、早期診断をするのが難しい疾病となっております。

肺炎球菌につきましても、同様で特に中耳炎から難聴を起こすということもあり、注意が必要な感染症の一つであるというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。(「二番」の声あり)

○議長(川村家廣) 二番山口耕司議員。

○二番(山口耕司) いわゆる市内でヒブによる髄膜炎等にかかっておる患者は絶対いないということでございますか。

再度お尋ねいたします。

○議長（川村家廣） 森本健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本敏弘） 今現在は、五條市内において感染はないと、出ていないということでございます。

ただ全国的に、先ほども言いましたように、約五百人のうち、当然死亡率も高いというようなことでございますので、その辺については十分に注意しなければならぬというふうに考えております。（「二番」の声あり）

○議長（川村家廣） 二番山口耕司議員。

○二番（山口耕司） 私も医学のことは大変不慣れでございますけれども、専門書には年間何人の人が発生しているのか、そのことを把握する仕組みを国が持っていないというように書いてございます。

また幾つかの都道府県単位の研究から年間六百人程度と推しておるということでございます。子供の重症になる細菌性感染症として最も重要な細菌はヒブであると、今理解していただけましたけれども、お医者さんの立場からしてまだまだ定着していない、そしてまたこのことを報告するシステムがまだ国にはきちっと機能が働いていないということでございます。

昔から、高熱を出して子供が髄膜炎になったんやという話はよく聞くとところでございます。ですので、次に（三）の市内で現在のヒブワクチンと肺炎球菌ワクチン接種状況について健康福祉部長にお尋ねいたします。

○議長（川村家廣） 森本健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本敏弘） 二番山口議員の質問、三番、市内におけるヒブワクチンと肺炎球菌ワクチンの現在の接種状況について、失礼ですが、自席よりお答えさせていただきます。

ヒブワクチンは、世界においてフランスの薬品会社が九五パーセントのシェアを持っており、国内製のワクチンがなく、すべて輸入となっております。

そのためワクチンの供給は現在、診療所一箇所につき、一箇月三人分と決まっております。余裕がある場合は、前もって予約された順に配給されますが、予約しても非常に待ち時間があるというふうに聞いております。

接種可能な市内の診療所では、前もって登録が必要で、現在五箇所近隣の病院、診療所で接種をしている子供を合わせても一箇月三人から四人、年間延数で二十人に満たない状況であります。

ワクチンの供給につきましては、本年七月に二倍以上の供給がされる予定というふうに聞いておりますので、今後は緩和されるものと期待しております。

肺炎球菌につきましては、認可されましたのが本年二月でございますので、まだ実績が出ておりません。数人程度と聞いております。

五條市におきましては、定期予防接種は九〇パーセント以上の接種率を維持しておりますので、一〇パーセント以下の接種率の低さの原因には、ワクチンの供給の問題のほか、ヒブワクチンで一回七千円から一万円、肺炎球菌につきましては一回九千円から一万二千円という接種料金の高さだというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（川村家廣）二番山口耕司議員。

○二番（山口耕司）山本小児科で私も尋ねさせていただいており、重複するわけでございますけれども、見識のある方、また経済的に余裕のある方しか受けられないという現状でございます。

今この山本医院では現在三十六名の方が接種している、四回にわたっていかなあかんので、三十六人、待ちの人が七十二人いるという現状でございます。そうした子供をしっかり守っていかなあかんという親の気持ちをしっかりとくんでいただきまして、助成をしていただきたいと思っております。

そして、更に細菌性髄膜炎というのは、初期診断が難しいということをもう少し、お話をさせていただきたいと思っております。先ほども言うてくれましたけれども、見た目は風邪に似ていると、髄液検査をしないと確定できない点でございます。

細菌性髄膜炎の症状は、教科書的には、発熱・頭痛・おう吐の三症状です。赤ちゃんの場合は、頭痛を訴えているのか何を言っているのかわからない。その代わりに不機嫌になったり、お乳を飲まなくなったり、顔色が悪くなったり、調子が悪そうという症状に置き換わっていくと。一方、子供の病気は発熱を伴うことが多く、熱のためにぐったりすることは、しばしば見受けられます。

それでは、髄膜炎を強く疑うか、どう決めるのかということでございます。医師の臨床経験や、保護者の訴えも大切な要因でございますけれども、診察のタイミングらしいです。熟練した小児科医でも、発症したばかりの、元気で走り回っているようなお子さんの髄液をとって髄膜炎の検査をするというのは大変敷居の高い検査だと聞いておりますので、そうした大変子供さんにしづらい検査を受けさせないためにも、髄膜炎の、またこういった菌にワクチンが一〇〇パーセント補えるのでございますので、しっかりとこの補助をしていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

そして四番目に、細菌性髄膜炎を予防するヒブワクチンと肺炎球菌ワクチンの公費助成について、市長にお尋ね申し上げます。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 今、このワクチンの公費負担について、お答えさせていただきます。

ヒブ及び肺炎球菌による細菌性髄膜炎は早期診断が難しく、更に抗生剤が効かない耐性菌が多いことで、治療が難しいこと、現実的には一九九〇年ごろから各国で予防接種が実施されたことで、ヒブによる髄膜炎は患者率・死亡率ともに激減しているという点からも、WHOでもワクチンによる予防接種が一番有効だと評価され推奨されておるといふことでございます。

今まで任意予防接種につきましては、公費による負担はしておりませんが、子供たちの将来を守るために、接種費用の一部助成をすることにより、保護者の負担を少しでも軽減し、接種しやすい体制を早急に整えたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（川村家廣） 二番山口耕司議員。

○二番（山口耕司） 前向きな答弁、大変ありがとうございます。

市としても、助成をしていただける、また時期はわからないけれども助成していただけたらというふうな受け止めさせていただきました。

しかしながらこのワクチンを接種する方が増えることによりまして、市内の髄膜炎の多くを防ぐことができるとともに、医療費の削減に貢献する度合いが極めて高いことから、またそして何よりも安心して子育てができるようにしっかりと取り組んでいただきたい、こう思っておる次第でございます。

再度、お尋ねいたします。

早急にとこの言葉でございましたけれども、二十三年度になるか、今年度の補正予算で取り組んでいただけるのか、その辺お尋ね申し上げます。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 気持ちには、もう明日からでもということでございますけれども、いろいろお金も要ることでございます。いろいろと勘案しながら一日も早く実施していきたいと、明日からとか来年とかいうより、ともかく早いこと一回考えてみたいと。

ただいろいろ私も私的な考えでございますが、国の方からも十日から子ども手当一万三千円を頂きましたですね。ああいうやつを御父兄に、保護者に配ったときに四〇数パーセントの方が貯金に回しておると。これはまあやったんやから自由なんですけれども、給食費においてもこういうワクチン

においても、まずそういうふうに戻していただけたら有り難いかなあと、私の案でございます。

またいろいろ県・国を通じてそういうワクチン、ヒブワクチンだけではなく、いろんなワクチンについて補助をしていただけたら有り難いかなと、私は思っております。そういうことも含めてやっていきたいと思っております。（「二番」の声あり）

○議長（川村家廣）二番山口耕司議員。

○二番（山口耕司）ありがとうございます。

しっかりと前向きに取り組んでいただきまして、ありがとうございます。

一つお願いがございます。こうした今子ども手当のお話も出ました。実は山本小児科の先生も「子ども手当をもらるとるんやさかい、そのお金をちょっと子供のために、注射に使ったらどうですか。」というお話もしたいけれども、やはり医者からアピールはにくいということでございます。ですので、一刻も早く助成していただきまして、助成していただけますと少しでもお医者さんは公費助成になったから勤めることが大変しやすくなるという話でございます。

そしてまた市のアピールといたしましても、三種混合のワクチン等無料で行っておるところでございますけれども、そうした案内の中にも助成になりましたということをしつかり載せていただいて、啓発運動を更に進めていただきたいと思っております。どうかよろしくお願い申し上げます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

二番目に「新たな地域交通体系」のプロジェクトについて。

三月の議会におきまして、私の一般質問で、平成二十三年度には、バスが運行できる、試運転ができますかとの問いに對しまして、市長より平成二十二年にいろいろ調査した結果を踏まえて、公的な弱者に対する交通網を確立していきたいという答弁をいただきました。

そして、本年度より「新たな地域交通体系」のプロジェクトを立ち上げて取り組んでいただいております。

先ほどから二人の議員さんが、一般質問であつたとおりでございますけれども、プロジェクトに関しましてお聞きしたいと思っております。

（一）現在、何名でどのような体制で、どのような観点、視点から取り組んでいるのか。総務部長にお尋ねいたします。

○議長（川村家廣）下村総務部長。

○総務部長（下村洋次）二番山口議員の一般質問、「新たな地域交通体系」のプロジェクトについて、御質問にお答えをいたします。

体制といたしましては、企画財政課の職員配置により対応しております。現在、担当課長補佐、担当職員二名及び緊急雇用創出事業等において雇用

する臨時職員二名の合計五名体制であります。本市の地域公共交通における視点といたしましては、主に移動手段を持たない子供たちや高齢者のための、新たな地域交通体系への取組であり、中でも高い高齢化率で示すとおり高齢者の移動手段の確保は重要であると考えております。

また、地域公共交通の活性化は、人の流れを生み生活の幅を広げることにつながると考えております。ひいては今後の五條市全体の活性化を左右し得る重要な取組であると認識をしております。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（川村家廣） 二番山口耕司議員。

○二番（山口耕司） 市の職員の方で今取り組んでおられるということでございますけれども、実際に職員の方でバスの運行表であったり、バスの路線図を企画したりすることは可能なんですか。お尋ねいたします。

○議長（川村家廣） 下村総務部長。

○総務部長（下村洋次） 現在の体制といたしまして、正職員三名、臨時職員二名の五名ということで、新たな地域交通の検討をしておりますけれども、それは専任ではなしに、他の業務も兼ねて対応しているというのが現状でございます。

今までの取組につきましては、他市の状況の把握であるとか奈良交通との協議であるとか、乗車調査、アンケート調査等を行っておりますが、今後具体的なルート決定であるとか、既存の公共交通機関とのダイヤの調整、あるいはまた近畿陸運局への許可申請等の書類の作成の、その辺の事務を考えた場合には、期間も限られているということもございますので、専門的な知識を持った人の配置というのは望むところなんです。…そういうところでございます。（「二番」の声あり）

○議長（川村家廣） 二番山口耕司議員。

○二番（山口耕司） 専門的なそういった職員が必要になってくるということでございますでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（川村家廣） 下村総務部長。

○総務部長（下村洋次） そういう人間を配置されましたら、スケジュールどおりに進みやすいのかなという、そういうイメージは持っております。（「二番」の声あり）

○議長（川村家廣） 二番山口耕司議員。

○二番（山口耕司） よくわかりました。



そして生活交通を考える上で大切なのは、バスを走らせることではなく、いわゆる地域が何を求めているのか、交通に対して何を求めているのかということをしつかり調査していただきまして、生活交通をつくっていただきたいと、こう思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

そして、(二)の質問でございます。

市長の施政方針でもございました、来年度のデマンドタクシー運行について、総務部長にお尋ねいたします。

○議長(川村家廣) 下村総務部長。

○総務部長(下村洋次) 来年度のデマンドタクシーの運行でございます。

平成二十年度より実証運行として実施してまいりました西吉野地区のデマンドタクシーにつきましては、導入以降その運用が徐々に浸透するとともに、利用者も増加傾向にあることから、今後も継続して運行していく予定ですが、実証運行期間で得ました利用実績であるとか、利用者の声を反映させて運行ルートの再編成やダイヤ改正など、より使いやすいものへと見直しを検討してまいりたいと考えております。(「二番」の声あり)

○議長(川村家廣) 二番山口耕司議員。

○二番(山口耕司) ありがとうございます。

どうか利用者の声をしっかりと聞いていただきまして、デマンドでありますけれども、バス停以外に停まるとか、そしてまた地域の奈良交通のバスに連携をしっかりとした時刻表等の取組をお願い申し上げまして、三番目の質問に移らせていただきたいと思っております。

(三) 国道一六八号吉野地域公共交通活性化協議会との関連について、総務部長にお尋ねいたします。

○議長(川村家廣) 下村総務部長。

○総務部長(下村洋次) お答えいたします。

国道一六八号吉野地域公共交通活性化協議会は、五條・十津川・野迫川という一市二村の間の広域的な公共交通活性化問題を調整する任意の機関として平成二十一年度に設置されました。

五條市及び二村はそれぞれ別々の法定協議会を設置して、それぞれの公共交通について検討しておるわけなんです、共通問題であります五條病院への通院手段の確保策としまして、奈良交通の路線バス以外に十津川・五條病院間で一便を増便することとなっております。増便後は既存の生活バスやデマンドタクシーとの乗り継ぎにも配慮し、より使いやすい広域的な公共交通網としていきたいと考えております。

以上でございます。(「二番」の声あり)

○議長（川村家廣） 二番山口耕司議員。

○二番（山口耕司） この活性化協議会、平成二十二年三月に行われましたという資料がありますけれども、実際これは、どの課が担当し、協議会に参加しているのか、ちよつと教えていただけますか。

○議長（川村家廣） 下村総務部長。

○総務部長（下村洋次） 企画財政課、県が事務局となりまして、五條市から企画財政課が参加いたしております。（「二番」の声あり）

○議長（川村家廣） 二番山口耕司議員。

○二番（山口耕司） 企画財政課が今のバスの交通網を作っておるわけでございますか。その方もすっかり交通網と連携をさせながら取り組んでいただかないと五條の、特にへき地というたら怒られますけれども、不便なところの足にはならないかと思しますので、しっかりこの辺と連携をとっていただいて、より良い交通網を確立していただくことをお願い申し上げます、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（川村家廣） 以上で二番山口耕司議員の質問を終わります。

次に、十五番田原清孝議員の質問を許します。十五番田原清孝議員。

〔十五番 田原清孝登壇〕

○十五番（田原清孝） 通告しております市長の政治姿勢についてお尋ねをしたいと思います。

この議会広報の予算を市長は付けなかつたのですけれども、なぜか。

そして、また議会広報というものをどのように考えておるのか、お尋ねをしたいと思います。

あとは、議席からさせていただきます。

〔十五番 田原清孝自席へ〕

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 田原議員の御質問にお答え申し上げます。

本年度の「議会だより」発行に関する予算につきましては、経費削減を図るため、従来の単独発行を改め、「広報五條」に折り込む形で発行し、その経費は市の広報紙発行予算に含めて対応させていただきました。

御承知のとおり、議会に提案される各種議案の議決状況等につきましては、従来より「広報五條」を通じて、議会開催の都度、市民の皆様にも、その内容を御報告申し上げているところでございます。

一方、「議会だより」につきましても、同様に議案の議決状況を中心に記載されてきたものでございます。

また以前は、二年半も発行されていなかったことなども踏まえ、検討の結果、内容が重複すること、記載の内容に疑問のあること、また財政健全化に向け、更に経費削減に努めなければならないこと、そして、これらの一件にかかわって予算審査特別委員会の審査を二回も中断したことなどから、長らく休止をしていた「議会だより」を再び発行するに至った動機に対する疑問と必要性の希薄さ、加えて先日、市内中学校のPTA役員の人たちから子供たちの教育や学校運営に悪影響を及ぼしかねないとして、その記載を思いとどまるよう要望のあったことにもかわらず、聞き入れることなく、そのまま該記事を記載したことなどにかんがみ、当該「議会だより」発行予算の執行を見合わせざるを得ないと判断したわけでございます。

更に、私の予算を見合わせたことは、市長の判断としては非常に適切だったと評価もされております。

以上で答弁とさせていただきます。（「十五番」の声あり）

○議長（川村家廣）十五番田原清孝議員。

○十五番（田原清孝）この広報というのはなぜ必要かということですね。

そして、今市長が言われましたけれども、二年半も中断しておったと。これは市の職員の皆さんは全員がわかっていると思うのですけれども、私は西尾市長、今田市長、榎市長と現在吉野市長、この四人の市長にわしはずっとお付き合いをさせていただいておるわけです。この中で、前の三人の市長には一切否決案件ってないんですよ。吉野市長になってから否決案件がずっと毎回出ているのです。これはなぜかということですね。「それを否決しました。」だけでは広報というのは、議会として市民の皆さんに伝えることができません。ですから、否決した理由は私たち議員は市民に知らしめる義務があるという、こういうことで発行をしたわけですよ。

そして、要は市が出す広報とだぶるとかいうけれど、そんなことは全然ないですやろ。そんなだぶるようなことは書きませんねん。私たちは一般質問した人の、これを今回も九百字以内に収めて、そして何を質問したのか、何をやっておるんだと、そして市の対応はどうだということをね、これを市民に知らしめるために議会広報で。おもしろおかしくやっているわけじゃないですよ。

今の広報も、四月の十二日に初めての広報委員会というのをもって、そして議長と副議長が副市長に出会っていただいて、なんか広報の予算が付くとか付かないと言っておるのやけれども、そやけれども、市の広報の中に折り込みであるからということ、そして今までの四面に書いておった文

章を、それを短くならないように、用紙が小さくなるから八面にしてということ、そして八面の割り振りを全部して、そして一般質問された方、委員長報告をされた方、この方々にその内容、そして一般質問をされた方は九百字以内に、今回は九百字以内に抑えてくれということで、そういうのを決めて、四月十九日までに出してくれということでお願いをして、そして二十一日に委員会をもって、その出てきた広報の割り振り等をやって、そして次に五月六日に出て来たグラ刷りを全部したのをもう一度見て、そして悪いところを直していこうということで、五月六日に寄っていたいて、そして今度五月十日にまた寄っていたいて、今度はこれを印刷に出すという、これでもう訂正はきかないぞ、もう一回見てくれということで、これを全員が見ておるのですよ。今の学校の件も広報の委員会は全部見ているのですよ。もしも間違いがないか、どうかということ。それを一部の者がこんなもの悪とかあかんとか、そんなものは広報委員会で決めたものが、議会で決めていただいてやっておるのですよ。そして、今度五月の十日には予算付けしないという、こういうばかな話が、これは誰の金と違って、誰に…、市民に現状のままを皆さんに見てもらうために出しておるのですよ。

そして今言われました予算委員会も二回も中断してって、中段するのはなんで予算付けせんのだと、その話の中には、「俺の悪いことばかり書くさかい、そんなもの付けるかえ。」と、こんなあほなことね。そんなんじゃないですよ。否決した理由を書いておるだけです。それを悪いこと書いとるといふなんて、広報にそんな悪いこと書くことないですよ。何をしておるんかね、市長。わびしくないか…。そしてその中で、二回目のおきにあなた、このまま何回も中断して、早いこと予算委員会せいかんということ、そして今までのおさらいをしようということ、このままではあかんからと。そして議長室にわしら委員寄って、そして市長と副市長と来ていただいた。そしてあなた、来て入るなり、何言うたんで。「おい、お前らはーちゃんめたらあかんぞ。」って、何をなめるんで、そんな大きな男を（笑声）「お前らに、負けへんぞ。」って、こういう発想のもので広報を止めておるんですよ。

そして、教育長の問題もあんなこと書いて、名誉き損で訴えるって、議会事務局に二回あなた行っておりますやろ。そして一回目は検察庁に行ってくださいって言うてね。そして広報委員長を訴えると言うて、市長が来とるぞと、だから訴えたらええやんかえと、何も悪いこと書いてない。そして二回目には、「今から行つて来ます。」ということ、ですから、議会事務局が検察庁に行つて、何を告訴したのか聞きに行つたというんや。そして「第三者のことを名誉き損で訴えるという、そんなことできるわけないでっしゃろ。」と言われたと、当たり前のことですよ。

そして、赤井教育長がおられますけれども、第一回目の十九年七月二日に教育委員選任の臨時議会をもったわけですね。そのときには賛成者が五人、退席が二名、反対が十三名ということです。そして、九月十八日に提出された、そしたら賛成が一名、反対が十八名、退席が一名という。そしてこのときに私は、もう何回も言うていきますけれども、七月議会に私は賛成をさせていただいて、そして九月にこれが議会運営委員会に出てきましたから、

市長、こんなあかんでと、言葉の言い回しは悪いかもわからんけれども、率直に言うたことは、ちゃんと根回ししたんかえ。みんなに説明聞いてもらったんかえ。と言うたら、そんなことなんでするんでと、そんなことする必要あるかえ。反対する者したらええやんかえ。それはあかんで、市長それは今は取り下げて、十二月議会にもう一回出しよと、それまでにちゃんと皆さんに同意を得といたらどうでと。そんなことおれはせん、反対する者は市民に笑われるだけやと、あんたそう言いましたやん。そしてその結果が、賛成が一名、反対が十八名です。そして十二月十七日の議会にも、また出てきたから、市長、こんなことするなよと、やっぱり人事案件ってこんなもんとちゃうさかい、やっぱりみんなとよう話し合いせんいかんでということ言うた。それでも、するかえ、そんなもの。反対するならせい。そしてその結果、わしはこのときも退席しました。このときには退席は二名、そして賛成が二名、十六名が反対という、これ反対というより、これは市長に対しての反対だつせ。反対する者はしたらええわという、そんな提案の仕方をして。そして三月議会にも二名が賛成で、十七名が反対、そして二十年の六月の二十七日にも賛成が二名、反対が十七名です。

こういうやり方をしておいて、教育問題もあんなことを書いてという、当たり前ですやろ、そのための広報だつせ。市長がどういう態度で、どういう人間かと、これを市民にわかってもらわんことには、あつち行つてうそを言い、こつち行つてうそを言いしとるのに、ほんまにとられたら、意味ないでつしやる。どう思いまつせ。（「どない思いまつせ。ということは、私に言うてるんですか。」の声あり）

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） まず、法務局に議会事務局員が行つて、私の相談内容をしゃべったということは、これは由々しき問題でございます。これが今議会において、田原議員が言われたこと、これは私はちゃんと筋道を立てて、私が相談に行つた内容を第三者に、法務局がしゃべったとおっしゃいましたけれども、これは由々しき問題ですよ。これは田原議員、あなた今言いましたね。それから、（「市長、趣旨が違いますよ。」の声あり）黙っとれ。

（笑声）いいですか。黙つとりなさい。（「趣旨が違います。」の声あり）それから、先ほど申しました、教育長が二年半もいなくて、生徒の荒廃に影響したことも、これも教育長を選任しなかった、これはやっぱり責任は感じてもらいたい。市長に反対したさかいに、こういうばかげた発言、これはおかしいでしょう。市長が嫌いやから教育長を決めなかつたつて。（「趣旨がちやいまつせ。」の声あり）それから今田、榎のときには反対しなかつたつて、借金作りましたがな、あんたら。そうでしょう。私は談合をなくしました。（「今、談合やつてまつせ。」の声あり）（笑声）あなたの勝手です。西吉野の談合と五條の談合、意味がちやうわ、意味がなあ。だから私は先ほど答弁したとおりでございます。（「十五番」、「議長、注意してください。」の声あり）

○議長（川村家廣） 十五番田原清孝議員。

○十五番（田原清孝）そんな意味のない、何が五百二十億が…、今私何を言うと思うんですよ。（笑声）

そして、教育長作らんだのは誰が悪いんですよ。ちゃんと説明して、みんなに了解とらなあかんと言うものを、反対する者はしたらええやんかえと、そういう態度がおかしいと言うているんですよ。（笑声）こういうのをね、この広報、意味がわからんと、ただ俺の悪いことを書くとか、違いまつせ。これはなんで否決したんですよ。この理由を書かないことには市民がわかりませんやろ。こんなんね、重複するさかいにせんとか、俺の悪いこと書くさかいせんとか、これ二回するもせんもないやろ。そんな態度で予算委員会できますか。そこへ向いて終結せんいかんから、お二人に来ていただいて、そしてちゃんと説明も、議会独自の広報費が無理とするならば、これはいたしかたないなど、そやから庶務課で予算付けしてもらった。それをはつきりとしておかないことには、吉野市長はいつころと変わっていくかわからんから、念を押しておかないとあかんということ、念を押しておくようにしたんですよ。それが、あれだけの話をして、そして「予算付けはしません。」と。この広報というものの無知の、理解の仕方の違いというのは、これはもう明確なものですけれども、こんなんやつぱり、ここに今傍聴に来ておられる方はわかりますわ。その方々は市長の態度がどんなんでということ。あとの三万六千人の方はわかりません。それに一人でも大勢にわかっていただくように、市長というのはこれだけいい加減な男ですよ、というのをわかってもらうために書くやつが、俺の悪いこと言うのやから。そうじゃないですよ、実態を書いているんですよ。こんなんは、なんぼやっても同じことですけれどね、市長のこういう考え方というのを、これは議員皆さんよくわかっていただいて、本当に五條市のためにやっぱり真剣に取り組んでいかないといけないと、こう思いますので、ひとつ今後よろしくお願いします。

終わります。（「わかりました。」の声あり）

○議長（川村家廣）以上で、十五番田原清孝議員の質問を終わります。

次に、十四番大谷龍雄議員の質問を許します。十四番大谷龍雄議員。

〔十四番 大谷龍雄登壇〕

○十四番（大谷龍雄）それでは議長の許可をいただきまして、通告させていただいております順番で、一般質問をさせていただきます。

最初に質問項目を一通り読み上げさせていただきます。

一番、県立五條病院を含む南和地域医療の充実について。（一）第二回奈良県・市町村長サミットで提案された構想案への対応について。

二番、消防庁舎の今井予定地への建設について。

三番、市長のバイオマスタウン構想に基づく施設の全体内容とその見直しについて。（一）施設の全体内容と必要面積について。（二）全国的な成

功例について。(三)施設全体にかかる総費用について。

四番、五條駅南北道の必要性和その効果について。

五番、建て替え前の五條市衛生センターへの指定管理者制度の導入の必要性についてでございます。

一番、質問内容を申し上げます。

県立五條病院を含む南和地域医療の充実について。(二)第二回奈良県・市町村長サミットで提案された構想案への対応についてでございます。

もう皆さん方も御存じのように、今五條でも奈良県でも全国でも医師、看護師不足等によって、大変困っている状況が起っております。そして医師、看護師不足に伴って診療科目も減少されておりますので、それに関係してそれぞれの病院の収入も大変危険な状況に差し掛かっているという状況であります。

この原因にはいろいろありますけれども、一番やっぱり大きな原因は、前政権が何回かに分けてやってきました医療費の大幅な削減、そして医者は足りているという、その見解によって医師を減らしてきたこと、これが主な大きな原因ではないかと思えます。

そんな中で、この五條におきましても、南和地域全体におきましても、個人の開業医の皆さん方も、そしてまたこの南和にあります県立五條病院、大淀町立大淀病院、吉野町立吉野病院等こういう三つの公立病院も大変努力をしてくているわけでありまして、今この南和の三つの公立病院の赤字は大変な状況にあります。

平成二十年度の決算から明らかにしますと、県立五條病院で約十一億五千万円、大淀町立大淀病院で約四億五千万円、吉野町立吉野病院で約二億五千万円、合計十八億五千万円の単年度赤字であります。これをそれぞれ一般会計から繰り入れて、やり繰りをしてきていただいているという状況であります。

こういった、この非常事態の状況を解決するために、大淀、吉野町は早くから対策を考えてきたわけでありまして、県との交渉の中で、やはり大淀病院、吉野病院だけというのではなしに南和地域全体の医療問題にかかわることだから、県立五條病院も含めた今後の対策が必要ではないかということから、大淀町、吉野町の勉強会に五條市の代表も加わりまして、この間勉強会をいただいています。そんな中で、この間五月十七日、大淀町におきまして、第二回奈良県・市町村長サミットが行われたわけでありまして、この中で、現在の南和の医療体制の危機状況、特に公立三病院の危機状況をどのようにして解決していくかという構想案が出されております。

主な構想案の内容を申し上げますと、この三つの病院のいずれかの病院、地域で、この南和地域での一つの拠点病院を造ると、そしてそれ以

外の二つの病院は後方支援病院として支援していくと、そして拠点病院とは県立医科大学付属病院との連携で、南和でできない医療を県立医科大学病院で対応してもらうという、こういった構想案が県並びに大淀町長の方から出されたわけであります。

したがって、この構想案に対する五條市としての対応が求められていくわけでありますけれども、その準備といたしましては、それぞれ担当課、担当部、また市長も考えてもらわなければいかんわけでありますけれども、私の案といたしましては、市民の代表であります市会議員の皆さん方の意見はもちろん、よく聴かせていただくと同時に、病院を利用される皆さん方の御意見、また御要望もこの際聴かせていただく必要があるのではないかな。

したがって、もう御存じのように、連合自治会の代表、老人会の代表、婦人会の代表、保育所、幼稚園、小・中学校、高校の代表等々の皆さん方の御意見を聴かせていただくとともに、同時にやはりこの五條市内でも個人の開業医の皆さん方も非常に頑張っていたいて、医療体制を維持していただいております。また病院でなくても、医療施設、例えば老人ホームとか、障害者施設、その他医療施設との関連するそういう施設の方々もおられますので、五條市内の開業医の皆さん方として老人ホーム、障害者施設、その他の医療施設の皆さん方も先ほど申し上げましたいろんな団体の皆さん方とともに集まっていたいて、意見を聴かせていただく懇談会、協議会等々を早くもって、皆さん方の意見の内容をよく聴かせていただいて、それをこれから進んでいくこの南和の協議会の中で、反映させていくということが大事ではないかなというふうに思うのであります。

この機会でございますので、五條市内に個人の開業医さんがどれくらいおられるのか、申し上げておきますけれども、五條病院と大塔診療所を含めまして約二十七件の病院施設があります。五條病院と大塔診療所を除いてどういう診療科目があるのかと言いますと、数で言えば約十五以上の診療科目を設置して五條市内、その他関連の皆さん方の命と健康を守るために頑張っていたいてという状況であります。

歯科医の皆さん方も五條市内には十七件ございます。このように、現在、五條、南和の医療体制を維持するために公立三病院とともに、個人病院、医療施設の団体の皆さん方、それぞれ関係者が頑張っていたいておりますので、五月十七日の奈良県・市町村長サミットで提案された構想案への対応をしていくためにこういった関係の方々の方々の意見を聴かせていただく懇談会等を設置することが大事でないかというふうに私は提案させていただきましたと思いますけれども、答弁をいただきたいというふうに思います。

〔十四番 大谷龍雄自席へ〕

○議長（川村家廣） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本敏弘） 十四番大谷龍雄議員の一般質問、一、県立五條病院を含む南和地域医療の充実について。（一）第二回奈良県・市町村長サ



ミットで提案された構想案への対応について、自席から失礼しますが、お答えさせていただきます。  
先に構想案提出に至る経緯を少し説明いたします。

南和地域の公立三病院は近年同様の問題を抱えております。一つは医師、看護師の不足であります。一つは赤字財政で総額十八億以上になります。医療従事者の不足につきましては、再三再四県当局並びに医大にも要望してまいりましたが、改善される見通しはない状況であります。

このような状況の中で、まず建物の老朽化による建て替え時期にきております大淀病院、赤字財政で転換を余儀なくされている吉野病院、更に十一億の補てんという厳しい運営状況である五條病院の開設者である奈良県が昨年十一月から検討会を始めました。

その後、三回目から五條市、下市町も加わり勉強会を計七回実施いたしております。その経過の詳細につきましては、省略させていただきますが、人口規模が小さい南和地域に同じ型、いわゆる急性期型の病院は運営上困難であるということから、集約した中核病院を設置し、後方支援型の病院を置くというネットワーク構想案が出され、時期、場所、運営形態等々は別にいたしました。参加一市三町と県が共有認識をしたところでございます。

五月に開催されました奈良県と市町村長サミットにおいて、この案が提案され、今後の進め方として協議会を設置し、検討をすることで合意をいたしました。

今後の進め方につきましては、協議会設立準備を進めるとともに、今後の方向付けを含め、有識者の意見、関係各位の意見、また住民の意向等々具体的に聴かせていただきながら、市民の適切な医療を守るための病院設立に向け協議していく所存でございます。

以上で答弁とさせていただきます。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣） 十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） 答弁にもございましたように、大変な状況を立て直ししなければならないということでございますので、これは大変ですけれども、しかしまた病院を利用される市民の皆さん方の御意見、御要望、また五條市内で頑張っております個人開業医の皆さん方の御意見、御要望、これを正確に聴いていただいて、この構想案への対応に生かしていただきたいというふうに思います。

私が聞いておりますのは、この構想案への結論的なものは大抵年度内中にまとめたかというものが、大淀、吉野町の皆さん方の気持ちだというふうに聞いております。年度内というのは解釈が二つあります。十二月末と自治体の年度内というのが三月末にあると思えますけれどもね。五條市は五條病院に対する財政的な負担は今のところないと思うのですけれどもね。大淀、吉野町は自ら年間四億ないし三億の負担が毎年迫られておりますので、そういう急いでいるという状況もありますので、五條市の対応としても、やはりちよつと急ぐ必要があるのではないかなと、そして同時に、この現在の

医療問題の原因も私なりに先ほど明らかにしましたけれども、やはり政府のこの間の政権、政府の医療費の削減と医師定員の削減に深くかかわっているわけですからね。やはりこれを教訓とするならば、これからも県・国への医療体制の重要な意見、要望は突き上げていくと、必ずその都度強く要望してもらおうと、このことが非常に大事だということは、今回の医療体制の危機の原因から言えるのではないかなというふうに思いますので、ひとつ頑張っていたきたいというふうに思います。

ちよっと大事なことですので、吉野市長、ひとつ最後、答弁しといてくれますか。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） サミットに私も出席いたしました。知事が五條病院・大淀病院・吉野病院共倒れやと、このままでは、ということですね。それが現状。経営的にもまた医師不足におきましても、三つを満足させるのにはとても難しいという結論でございます。だから一つの案として、これからつくっていくということなんですけれどもね、そこですわ、問題は。やはり我が五條市といたしましては、五條病院をできるだけ置いておきたいと、しかし吉野郡全体から見ますと、あと五年たつたら全部でも七万を切るというような人口、過疎地でございます。その中で将来に向かっての医療体系をどうないしていくか、ということも考えなければなりません。一番最初に意見を求められました。知事から私ね。私は私としての意見はございます。しかし私が言えば、よそさんもみんな意見言いますね。話にならないしまとまりません。だから、県の方で一応ある程度の意見の集約してもらわないと、前に進まないだろうと、五條は五條の言い分、下市、大淀、みんな上北も意見を言いたいということですね。だからこれから本当に真剣に考えていかなければならぬというのが吉野郡の医療体系でございます。

そして、私言いました。「こんなん知事、専決せなあきませんで。そうでなければみんなの意見聴いておいたら、こんなんまとまりません。五條がそうですがな。」って言うたら、あんじょうその意見になっちゃって、市長が言うふうには、これからある程度県がリードを持ってやってくと、でないで五條の市長が言うふうにはみんなの意見を聴いたら、なかなか話は前に進まんやるといふようなことですね、意見は十分今後五條のためには言わせてもらいたいと、しかし現状は、三つはもう共倒れやといふことは県も非常に認識しているといふことやから、皆さんも考えてくれといふことは、力を込めておっしゃってましたですね。医療体制は市民のためですので、頑張ります。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣） 十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） 重要課題だといふことの認識は一致しております。

市長としての考え方もあると思いますけれども、やはり大事なことは病院を利用する人、また患者を受ける立場のお医者さん、いろんな関係者にこ

の機会に意見を聴いて、五條は五條としてまとめるということが、行政の仕事ですからね。いろいろ意見を聴いたらまとまらないんじゃないのです。いろいろな意見を出してもらって、その中で重要な意見をまとめるのが行政の仕事なんです、これ。こんなから遠ざかったらあかんわけです。だから何でも民主的に進めていかな、そんな内容も市民に知らせないで、専決をしておったら責任全部吉野市長と我々議会にかかってくるよ。だからやっぱりまだ年末まで日にちがありますから、五條市内の関係者の皆さん方に、意見を聴かせてくれということで集まってもらって、意見をよく聴かせていただいて、そして協議会が設立されたらそこに臨んでいただくということが非常に大事だということを強調して、次に進んでいきます。

次は、消防庁舎の今井予定地への建設についてでございます。

もう吉野市長は市長に当選されて初めの六月議会前に消防庁舎の建設の推進を一時ストップとすることが新聞に載りまして、即その初六月議会でも取り上げさせてもらってから、きょうまで私は毎議会取り上げさせていただき、他の議員さんもその必要ごとに取り上げてきていただいております。

この間の答弁の中で、今井町ではなしにほかに持つて行くべきだと、現在では丹原町ということの表明を市長はされておりますけれども、その理由にいろいろありましたけれども、やはり大きな理由の一つに平成十九年の市長選挙が終わって、市長に当選して副市長との業務引継ぎのそのときに、副市長が「慎重に」と言うたと、そして副市長も判子押ししなかつたやないかと、これがいつもの答弁に出てくるわけです。したがって、私は今年三月の予算委員会の中で、副市長がしたら今井町以外の場所に建てられないかんよというふうに言うたのかというように質問しますと、吉野市長は、それは言っていないということを確認したわけですね。だからここで吉野市長の重要な市長としての無責任さが一つここで発生したわけです。既に四億円を投入して、今井町の予定地を抱えていると、引継ぎのときに副市長は慎重にと言うたと、そしてまだ印鑑も押ししなかつた、だからこの今井町の予定地よりもほかに持つて行くのが妥当だと判断したというのが、この間の吉野市長の答弁ですけどもね。副市長は、今井町以外に建てよということと言っていないということは、あなたの答弁ではっきりしたわけですね。市民の命、財産を守る消防庁舎の建設の位置、配置、そして既に四億円も投入しているという、この状況の下で、副市長が具体的に今井町外へ建てれと言うてないのに、吉野市長の個人の解釈で今井町外へ建てた方がいいというふうに解釈した、その一つの要因として、副市長の引継ぎもあるというふうに、そういうニュアンスのする答弁をこの間ずっとしてきたわけですけどもね。しかし先ほど明らかにしましたように、引継ぎ時には副市長はそんなこと言うていないわけですね。印鑑を押しなかつたのも、市長選挙があつて誰かが当選されてくるのがわかっているのに、重要なこういう施設のGOサインは新しい市長に印鑑を押しもらおうということで押しなかつただけであつて、今井町外に持つて行った方がいいという解釈で印を押ししていないということではないのです。だからここで吉野市長の重

要な無責任さということがはっきりしたわけです。

そして、吉野市長は、丹原町に消防庁舎を建ててヘリポートを造るというその理由の一つに、五條病院の存続のためということを挙げていましたけれども、今一番目の質問でこの五條病院の赤字の状況が明らかになりましたけれども、この原因は、五條病院の存続問題は赤字と医師、看護師不足と、ここが一番大きなネックになるわけです。消防署やらヘリポートを病院の近くに持つて行ったところで、この五條病院の充実に余り関係がないということもはっきりしたのと違いますか。

そして、ヘリポートについては、吉野市長は考えている丹原町よりも近いところに既に野原健民グラウンドとか野原小学校か中学校でしたかね。その丹原町よりも近いところに緊急ヘリポートがあるわけですからね。だから、吉野市長の理由、一つ一つは根拠のないことがはっきりしてきたのではないですか。

そして、もう一つ、大きな大地震がきたときには、やはり吉野川の橋が壊れた場合、川北、川南がつかないということやから、丹原町に建てて、今の消防署は分署として残すという案でありますけれども、吉野川から北側は現在の五條市の人口では一番多い人口が今住んでいただいておりますね。吉野川の北側は。南側の方は人口が少ないのですね。だから、やはり人口の多い吉野川の北側に消防庁舎の本庁舎を建てて、南側に分庁舎という、この配置に当然そうなるのではないですか。本庁舎と分庁舎の違い。もうはっきりしていますわね。いわゆる配置職員の人数も配置車両の台数も違うわけです。分署はいろんな部隊を同時に出すということはできなくても、本庁舎は複数以上の部隊が出勤することもできるわけです。だから当然人口の多い川北に本庁舎、これは誰から質問されても一番適切な配置だというように答えられる消防署の配置と違いますかね。こういうように、日にちをたたせることによって、吉野市長はせっかく四億円も投入して確保している今井町に建てるのではなく、丹原町に建てるということがいかに根拠のないものか、税金の無駄遣いになるといえることがはっきりしてきたわけですからね、もう吉野市長、今井町の予定地に建てるということこそ、五條市民の命、財産を守る上において緊急に求められると思えますけれども、吉野市長、答弁してくれますか。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 以前から申し上げておりますように、本市の防災の拠点となる消防庁舎の建設につきましては、最も有利な合併特例債を活用いたしまして、一刻も早い時期に実現したい思いに変わりはございません。

三月議会の予算審査特別委員会で私が答弁させていただきましたが、小藪副市長は「慎重に」と言うだけで、場所はよそへ行きなさいとは言っておりませんが、「慎重に」と言いながら、首をこない振りしましたね。私なりに解釈して答弁をさせていただいたところでございます。その首を振ったと

きには、大谷議員はおりません。

また県立五條病院との関係ではありますが、去る五月十七日、荒井奈良県知事と県南和地域の市町村長で第二回県・市町村長サミットが開催され、南和の公立三病院の役割分担や機能統合・運営組織の再編を含めた地域の新たな医療ネットワーク構築を検討する協議会設立を決めたところであります。そういうような今状況の中で、今井ということはまた別の問題でね、そしてあそこで四億も投じたと言いますが、あれは駅前開発で丸通の移転先として買ったのであって、消防署建設用地としては買ってないというふうには伺っております。

今後、南和地域の拠点病院と後方支援病院の再編について検討することと、県共々なっております。

消防本部庁舎建設につきましては、県立五條病院の存続への周辺整備としての位置付けはありますが、本市が吉野川を挟んで南北に市街地が分かれている地理的条件や、東南海・南海地震がいつ発生してもおかしくない今日、防災拠点の分散こそ市民の安全安心を守る責任者として早期実現は当然と考えているものでございまして、消防署は川南と川北にあっても、市民の安全を守るためには一箇所よりも二箇所ということでございますし、五條病院存続の一環として近くに消防署があるということ、これは県議共々そういうようなことが非常に必要やということも伺っております。病院の存続、そのために消防署もどのようにして建てていくかと、そして市民の安心・安全を広くカバーできるということが私の責任でございますので、今井うんぬんということは、別の問題でございます。

以上でございます。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣）十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄）広い面積の中で、住んでいただいている皆さん方の命と財産を守るわけですから、今井町一箇所でもいいとは誰も言うてませんよ。前々から今井町に建てて、そして一箇所もない西吉野町の適地にといい、この複数の消防庁舎の建設することを前々から提案していますよ。しかし吉野市長の提案は、本署と分署が、効果が上がらないような配置になるのと違いますか。川から北の方は人口が多いのですよ。しかし吉野市長は川から北の方に分署を建てるといふ案ですね。川から南に丹原町に本署ということですからね。五條市民の皆さん方の人口の張り付きはかなり重要な条件になるのと違いますか。

そして今井の予定地の話がありましたけれども、四億円を投入して、あの用地を買ったときは消防庁舎としての目的で買っているのですよ。しかし、あの今井町の予定地の前は個人の食品の会社がありましたんや、個人の食品のメーカーの土地だったわけです。だからそれを公社が買っているのですけれども、その食品会社の土地を、土地開発公社が買ったときの理由は、消防庁舎を建てるといふ目的と違うかもわかりません。それはわかりません

わ。しかし、あれは公社の土地やったんですね、今井町の土地は。公社から市が買ったんです、四億円出して。そのときは消防署を建てるということを買っているんですよ。吉野市長。もうそんな答弁要りませんけれどもね。こんなもん一〇〇パーセント間違いないですね。私はおたくよりも早いこと五條市の行政に携わってきておりますのでね。ちよつとくらいは吉野市長よりも詳しいことを知っていますから。(笑声) そういうことです。今井町の予定地の購入理由はね。二回に分けて、土地開発公社が買ったときは第一回目、土地開発公社から五條市が買ったときは第二回目なんです。だから吉野市長の丹原町案は、どの点から考えたかって今井町に建てる以上にメリットはないですね。メリットというのは、市民の命と財産を守る上においてのメリットですよ。損得違いますよ。それはないです。早速今井町に建設することを強く要望しておきます。

次にいきます。

ちよつと議長、次にいきたいのやけれども、のどがカラカラで、ちよつと水よばれまっせ。

○議長(川村家廣) はい、どうぞ。

○十四番(大谷龍雄) それでは次にいかせてもらいます。

次は、市長のバイオマスタウン構想に基づく施設の全体内容とその見通しについて。(一)施設の全体内容と必要面積についてでございます。御存じのように、吉野市長はバイオマスタウン構想に基づいてごみ焼却施設もやっていこうという考え方でございますね。この間市長は、お願いして作った五條市バイオマスタウン構想策定委員会、この皆さん方に相談をして、この間委員会から構想が出されました。大変いいことだと思います。その構想の中身をちよつと明らかにしておきますと、生ごみや汚泥のたい肥化、廃食用油のバイオディーゼル化、林地残材のチップ化、果樹せん定枝等のたい肥化、それから同時にごみ焼却施設から熱回収施設へ転換するんだと、発電も行うんだと、熱の利用もするんだと、こういう内容、目的でやるうとしておられるわけですね。だからいいことですが、ばく大なお金も要りますからね。失敗したら吉野市長、何遍も言うているように、財政厳しいわけですからね。五條市は倒れなくてもふらつきますからね。そやからきようはどれくらいの内容で、どれくらいお金の要る、どのような施設にしようとしているのか、きようは質問させてもらおうわけですね。

まず、施設全体の内容と必要な面積、これちよつと答弁してくださいませ。

○議長(川村家廣) 櫻井生活産業部長。

○生活産業部長(櫻井敏三)十四番大谷議員さんの一般質問にお答えをいたします。

(一)施設の全体内容と必要面積についてでございます。

バイオマスタウン構想とは、まず国のバイオマス・ニッポン総合戦略に基づいて実施するものであります。

五條市では御存じのように、県下でトップを切って平成二十二年二月二十六日に「五條市バイオマスタウン構想」を公表したところでございます。それに対応するため、機構改革におきまして、本年四月に温暖化対策係をみどり園に設置をいたしました。その構想を事業化するため、推進に取り組んでいるところであります。

地域が連携して、資源の循環や新エネルギーの活用を進め、CO<sub>2</sub>削減による地球温暖化防止を図ることを目的としております。

また、主に農業と地域住民が連携した循環型社会の実現と、新たな産業の創出、地域振興を目指しております。

施設全体の内容と必要面積については、七月に五條市バイオマスタウン利活用推進協議会というものを設立する予定でございます。その設立した後、何を、何のバイオマスを主に取り組むかを協議し市民への啓発等を行いながら、賦存量、どれだけあるかという量なんですけれども、バイオマス賦存量の調査、バイオマスタウン構想アクションプランの策定などを行って決まるものであり、今の段階では具体的な施設の全体内容と必要面積については、これからバイオマスタウン利活用推進協議会と関係行政機関で協議して決めていくべきものであります。

施設の全体内容と必要面積は今の段階では具体的な事業費を申し上げることはできないという状況でございます。

以上で答弁とさせていただきます。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣）十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄）あのね、本会議で答弁でけんけど、新聞やらで全部先に報道されていますやんか。先に報道されているということを本会議で答弁できませんのか。ほんなら私の方から具体的に聞きますよ。

今みどり園にはごみ焼却場、粗大ごみ処理場、リサイクルプラザ、最終処分場がありますんや。これはちゃんと全部整えてしようと思ってるのかどうか。それが一つ。

そして生ごみ、汚泥のたい肥化というたら、これは化学的にした場合、どんな施設が必要なのかということになりますわな。昔やったら積んどいたらよかつたんですわ。たい肥やから。今度、現在の化学でたい肥にしようと思つたら、どんなもん普通に考えたかつてわかりますよな、これ。廃食用油のバイオディーゼル、てんぶら油やらほかす油をバイオディーゼルの油にしようということやから、どういう施設かと、こんなんもうわかりますやん。そして林地残材のチップ化、これかつてチップに砕いて、それから固形にするのやつたら、固形にするだけの化学的な施設が要りますわな、これ。果樹せん定枝等のたい肥化、そして発電しようというわけですやろ、発電。これらを一つの場合、一つの施設でしよ

うとしているのですか。全体のことを先に答えてください。

○議長（川村家廣） 櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三） 十四番大谷議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

今作ったのは、構想でございますので、この構想をこれから事業化に向けて今スタートしたという状況、そしてこのバイオマスタウン構想を事業化していこうと思えば、市民の協力なしにはやっていけませんので、まずその辺の整理、そしてどういうのが五條市に一番合っているのかということの整理が必要でございます。そこらを二十二年度、先ほど申しましたアクションプランとかを作りながら、具体的にどういう施設、当然施設の規模というのは、バイオマスの量によって決まってくるし、そういうことで、今単にどれくらいの事業費とか、どれくらいの面積というのは難しいということでございます。

そして、一箇所ですべてか、またなんぼか分散してかという質問やうなと思うのですが、それにつきましても、これからどれが一番、どういうやり方が効率的なのか、それがこういうCO2削減という大きな目的に向かっているかということも、併せてこの協議会の中で協議しながら、今民主体政権ではCO2削減の関係はいろんな補助事業、これは二〇二〇年まで、二五パーセント削減というのがありますので、いろんな補助メニューも出ていますので、そこらも併せてこれから考えていくという状況なので、先ほどの再質問の中で、今答えられるのは、こういうことかなというふうに思います。

以上で答弁とさせていただきます。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣） 十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） この間の議会にごみ焼却関連の予算で、測量業務委託料約三百八十万円、新施設基本構想策定業務委託料三百万円の予算、何遍も出してきてゼロ修正されておるんですわな。大体の構想も決まっていけないのに、こんな測量業務委託料、新施設基本構想業務委託料って、こんな予算出せませんか。大体の構想、決まってるから委託料出すん違いますか。

吉野市長が出したこのごみ関連に関する測量業務委託料三百八十万、新施設基本構想策定業務委託料三百万のこれ、予算は議会でゼロ修正してほんまにこれ良かったと思いますよ。何もかもわからへんのに、先に先に進める予算だけ先に出てるのや、これ。こんな無責任なことあれしませんで。もつと業者に委託する場合でも、大体の構想はちゃんと役所の責任で決めて考えてから出しまんのや、そんなもの。何もわかれしませんのや、白紙で皆さんちよつと考えてくださいって、こんなことあなたら出せますか、それ。もうちよつと順序を踏んで確かな答弁が出てくると思っただけれども、え



らい想像以上に中身あれしませんなあ。(笑声)

次、いきますよ。

そしたら、場所は特定しているんですよ、場所は。そしたら面積が、あの場所に特定したということは、大体の面積は計算した上であの場所となっておりますねと違いますか。面積はどれくらい必要と考えているんですか。面積。今のみどり園の面積言うておきましようか。全体で二九、〇〇〇平米ですわ。そのうち最終処分場は一六、〇〇〇平米、全部で二九、〇〇〇平米ですよ。一遍ちよつと必要面積どれくらいを考えているのか言うてくれませんか。

○議長(川村家廣) 櫻井生活産業部長。

○生活産業部長(櫻井敬三) 十四番大谷議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

私が申し上げますのは、バイオマスタウン構想をこれから事業化しようということの説明をさせていただいているわけで、大谷議員がおっしゃっていたているのは、みどり園が新しい場所に行くということの、それとの整合性というふうな形で質問をしていたのかなというふうに理解したのですが。

もともと構想を事業化するというのと、当然事業化するとき新しいごみ焼却施設と一緒にすれば効率的というのがございます。しかしそれをもって、今の施設の焼却施設がそのまま移り、これにバイオマス関連施設を併設してといいますか、そういうこと、そういうのも確かにいい案だと思います。しかしそれも併せていろいろ検討していかないとあかんというふうに思って、ただいろいろ施設を、最終処分場も併せたら今南阿田町九番地周辺が一番の最適地ということで、地元の方で説明をお願いしておりますが、その部分の中で、できるか、それは今市政報告でも挙げております熱回収施設、今まではごみ焼却施設、今までは燃やして熱を冷やすというのですが、その燃やした熱を有効に利用してその熱を発電にも使おうと、またその発電した利用した電気が余れば売電すると、いろいろ有効に利用しようというこの構想の中に、ごみ焼却施設は熱回収施設としてやっつけようということでございますので、若干この構想、これから活用推進協議会を立ち上げて、検討しようという部分と、そのみどり園の移転する部分、そこらについては、先ほど申しましたアクションプランとそしてこの三百万の今補正に挙げさせていただきました新施設基本構想策定業務委託料、これはそういうことも含めて総合的に構想ですので、考えていきたい、こういうふうに思っていますし、大切な予算として提出をさせていただきます。

以上で答弁とさせていただきます。(「十四番」の声あり)

○議長(川村家廣) 十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄）そやから最初に私の方から質問していますんや、今みどり園にあるああいう四つの施設も含めてバイオマス施設もそこに一緒にしてやるうとしていいのかどうかということを最初に聞いていますんや。先ほどの答弁では、現在のみどり園の施設を一緒にするのか、バイオマスの施設と一緒にするのか、離れてするのかまだ決まっていないことですか、今の答弁は。はっきりしてください。はっきり。

○議長（川村家廣）櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三）十四番大谷議員の再質問にお答えします。

それは今、南阿田の方に説明に上がっているわけでございます。当然市としては併せてするのが効率的。しかしいろいろ関係機関とかも協議しながらやっていくということで、今すべてを決めるといふのじゃなしに、そういう構想を持ってやっていくということで御理解いただきたいと思えます。

（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣）十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄）どっちにするかまだ決めていないということですね。

それ先に結論言うてくれたらいいんです。

そしたら次に聞きますよ。

そしたらみどり園の四つの施設は横に置いておいて、吉野市長が言っている生ごみ、汚泥のたい肥化、廃食用油のバイオ化、林地残材のチップ化、果樹せん定枝等のたい肥化、発電施設、こういうやつを実施して構想から実施に移して、成功している自治体があるんやったらちよつと言うてください。

○議長（川村家廣）櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三）十四番大谷議員さんの、二番目の全国的な成功例についてのお答えをさせていただきます。

市のバイオマスタウン構想の三本柱、先ほど議員がおっしゃったとおりでございます。木質バイオマス利用につきましては、西日本有数の木材集積地として栄えました岡山県の真庭市、ここにおいて石油代替燃料として木材燃料の製造利用、これが進められて、先進地でございます。

二つ目に未利用系廃棄物からのたい肥化についてでございます。これにつきましては、栃木県の茂木町において生ごみ、牛ふん、落ち葉、もみ殻等からたい肥として利用することによって、循環型農業による農産物の地産地消体制の確立などを推進しております。ここが、先進地でございます。

三つ目に廃食用油からのバイオディーゼルの精製についてでございます。これにつきましては、兵庫県の加西市において一般家庭などから廃食用油

を回収し、精製されたバイオディーゼル油を加西市のごみ焼却場の収集車などに燃料として利用されると。こういうところが今の先進地でございますけれども、このバイオ関係は日々研究開発されておりますので、新しい施設というのはこれからどんどん立ち上がってくるかと、そういうふうに思っています。

以上で答弁とさせていただきます。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣） 十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） 今の答弁はね、市長が発表したこのバイオマス構想を一つの自治体で全部やっとなる違いですやろ。岡山では一つ、栃木では木材のチップ、一つの自治体で一つのバイオマスの構想に基づいて一つ実施しているその成功例ということ違いますか。五條は、一つの自治体でこれだけやろうとしておるんですやろ。吉野市長、構想委員会から報告いただいたこのバイオマス構想は、五條市の自治体一つでこれをやろうとしているんですか、吉野市長、部長どっちでも構へんから答えてください。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） これからCO2削減のために一つの時代として、バイオマス構想は進めていくわけでございます。手探りの部分もあるかと思いませんけれどもね、まず五條市のいろんな団体、連合自治会から、また牛ふん、そして鶏の鶏ふんですね、それと豚のふん尿、いろんなこと、山林の枝打ちからやっているいろんなことを手掛けていくのであって、これから未知のことです。大谷議員もそれくらい前からおたらわかるはずや、そういうことくらいいな。だから、いろいろとちは、まず測量しなければ何も進まない。決まっていなかったら測量あかんとか言うけれどもね。私かつて無駄な金は使いたくありません。ある程度の目安もつけて、国の施策ですよ、これは。私が気ままに言うとするん違います。国の施策に奈良県で五條市が初めて乗っかって、やっていっとなです。いろいろ。農林課もいろいろ国の方からもやってきて、立ち上げてやっていっとなです。未来に花咲くために今努力しているのであって、始めからどないなっとなやっとな、黙っとならなんほもうけるのやという話までいくのと違いますか。これからの未来についてちよっとは考えて、なぜそないしようということに足引張る、国の施策にのっとなやっとなやっとなでいっとなやっとな、（議場に声あり）足も、手も引張っとな。（「議長、注意してください。」の声あり）注意はそっちなや。

そういうことで、行政として国の施策にのっとなやっとなやっとなバイオマス構想は進めております。（議場に声あり）任せといてください。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣） 大谷議員に申し上げます。大谷議員の一般質問の残り時間はあと三十分でございます。質問事項を御確認いただき、一般質問をして

ください。十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄）だから今の部長と市長の答弁で五條が考えているように、これだけの種類のバイオマスタウン構想を自治体一つでやって成功しているところはないということです。この答弁では。そういうことですね。

次いきますよ。

そしたらね、この中で発電というのがありますね。このごみ焼却場の熱を利用して発電をすることは、何か合理的でいいように思います。しかし、ごみ焼却場の熱を利用して発電する場合には、かなり温度を上げらなあきませんね。タービン回さなあきませんからね、タービン回せるくらい蒸気を作ろうと思ったら、温度を上げなあきませんね。焼却場の中の温度を今よりも上げらなあきませんのや。今の熱でも再々焼却場の中のれんがを修理してあります。それよりもまだ上げらなあかんのですよ。上げるためには発熱量の高い廃プラスチック類、紙類、繊維類、ごみ、皮革類など、これを燃やさな上がりませんのや。だから、要するに、ごみを少なくするという取組をずつとしていかなあかんのに、発電を兼ねたごみ焼却場を持ったら、決まったごみだけを燃やしていかなあきませんね。燃やしていかな。普通のごみではあきませんのや、熱の高い、こういう今言うたような高熱の出すようなごみを燃やさなあきませんのや。だから、国がなんぼ補助金、交付率も三分の一から二分の一に上げるとか、いろいろ言うていますけれども、ごみ焼却場で発電するというのは、全国的には二百数十箇所あるらしいですけれども、余り成功していないのです。そして、ごみ焼却施設やらの専門コンサルタントの言うていうことは、慎重にといいことですね。慎重にせえと。専門のコンサルタントでもそない言うてまんのや。その理由を言うときましようか。

自治体が分別収集区分の変更や施設整備を行うに当たっては、環境負荷面、経済面、それぞれのメリット、デメリットを十分に検証する必要があるとした上で、効率発電を考慮した場合、施設は大規模な方が望ましいが、地域によっては十分なごみを回収することが困難な場合も想定されると、余り小さいごみ焼却場での発電はできませんのや。大きくせないけませんのや。そして、そんな大きなごみ焼却場で燃やすごみ、これを確保せなあきませんのや。ごみ減らそうということをお勧めいかなあかんのに、確保せないけません。また自治体によっては人口規模や施設の整備状況、最終処分場、リサイクルセンター、熱回収の整備条項など、蒸気エネルギーの利用先などの様々な地域特性を考慮して効率発電の採用の可否をよく検討することが望ましいと。政府が言うたからといって、そのまましとったかって、今までよりも金要りますんやで。焼却炉の中のれんがの交換は今よりも増えますよ。ごみを減らすという方針出されしませんで。一定のごみを確保せないかんのやから逆に。こういうふうには大体今政府が言うていうこと理由にはいろいろあります。しかし、今明らかにしたように、ごみ問題の専門のコンサルタントでもここまで注意を促しているわけです。

したがいまして、バイオマスタウン構想は、いいことですよ。いいことやけれど、やはり一箇所に集めてすれば、その周辺の皆さん方に大変な影響もあるわけです。だからまだ結論は出ていないことですから、分岐してやるかどうか、そのこともよく考えながら特にごみ焼却施設を利用した発電というのは、こんなもんは慎重に結論を出さな、ばく大なお金を投入したけれども、あと修理費に要ると、ごみは減らさんと確保せないかと、こんなことになってきますよ。

その点、部長、市長、ごみ焼却施設の焼却炉を利用した発電についてあなた方、これをやろうと言うてますけれども。

答弁もらっていたら、時間ありませんから、それ指摘だけしておきますわ。そういう問題がありますんや。

○議長（川村家廣） 本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

○十四番（大谷龍雄） したら、大体の総事業費はどれくらいと考えていますか。先ほどの答弁から言うたら、まとまりませんやろね、まだ。大事なことがまとまっていないからね。まあ一応答弁しといてください。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） まだ構想という段階でございますからね、全体が決まっていな。さっき言いましたやろ、なんぼもうけるって、そんな話まだわかりませんでって。そして発電、発電って言うけれども、項目の中には発電もあります。発電するとは決まっています。いろんな種類ですね。肥料、飼料、そして熱だけを取り出す発電はまだとかね。いろいろ。発電するには温度が要るといこともわかっています。そういうことも種類としてあるというだけであって、なんでそない小づめ拾ってあれやこれやと言うのか、私はわからん。ただ項目としてバイオの中には発電もありますよ。するとは決めています。これからこういうことについてCO2削減するというのは、我々の努めでございますから、認識をちゃんとしておいてください。

（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣） 十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） 吉野市長が言うように赤字増えてから元に戻すのは困難ですから、赤字にならない前に言わせてもらっておりますねん。小づめ拾つとるん違いますよ。注意せないかんことを、いろんな資料を調べて指摘させてもらっているわけです。

そして、事業主体、これも聞きたいですけども、時間がありませんので、私の方からちよつと指摘だけしておきますけれども、事業主体を五條市だけでやるか、また民間企業の導入ということで、この間刑務所問題で出てきましたPFIですな。PFI、DBO方式というものですな、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律ですね。これを活用しようというふうを考えているのでしたら、これも十分検討せんことには、

うまくいかなかった後の責任は五條市が全部受けとらなかんようになります。民間は撤退しますよ。うまくいかなければ、そのことだけね。答弁は要りませんけれども、私の推理として先、先、先回りで指摘だけしておきます。

次にいきます。

この時計で何分までですか。

○議長（川村家廣） 五時十五分までです。

○十四番（大谷龍雄） はい、わかりました。

それでは、五條駅北道の必要性和その効果についてでございます。

御存じのように、五條の中心部でありますJR五條駅の南北の活性化のために、長年北道路を検討してきております。その中では、やはり構想案が以前は三つありました。それは平面交差と立体交差とそしてトンネル方式と、三つあるということで検討してきたのですが、トンネル方式はお金がかかる割には出入口がかなり距離をとらなありませんから、下は国道二四号の手前が出るようになるし、上は岡のかなり上の方で入口を造らないかんということで、これは大変やと、陸橋方式も線路の上を通さなありませんから、道路の下で住まいをさねなければいけない方には影響もあるし、景観も悪くなるし、そして冬場は凍結すれば危険やというようなことで、なかなか決断ができなかったわけですが、多くの議員は平面交差でいられないか十分JRととことん交渉すべきだというのが、多くの議員さんの意見やったわけですが、この間、JRと平面交差の点でとことん交渉されたかどうか。されたのやったら簡単にその結論を答弁していただけますか。

一番わかっている方で、時間ありませんから。

○議長（川村家廣） 榮林副市長。

○副市長（榮林勝美） 大谷議員の質問にお答えいたします。

議員の方から平面交差でいけということで、話ありましたので、JRの方とは何回か協議をしたのですが、平面交差でいきますと、JRのこう配が一パーセントでしたか、なんか緩いこう配であったので、それだけで事業費が百億という、出してくれるのだったら検討しますよという意見でしたけれども、物理的に不可能ということで、これは何回来てもらってもだめですと、こういう内容でございました。

以上です。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣） 十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄）努力していただいているということですから、かなり困難だということです。

その検討は長年やってきている中で、先に道路の拡幅が進んだ面がありますね。例えば旧岡中線のね、元高校前のあの道路が進んだわけですね。そしてこれがかよし保育所の上か横か知りませんが、あの辺を右へカーブしてJ R 裏北の市道北部幹線にドッキングするわけですね。これは計画決定されております。同時に五條警察署横の信号から元市長の今田さんの横を通って、ずっと北部幹線までの市道中之今井線の拡幅も決定されて、ちよつとずつ進んでいるわけですけどね、こういう進んでいる状況も考えるならば、やはりこれからの南北道路のあり方というものをちよつと深く検討をしなければならぬのではないかなというふうに思いますね。

特にどういう方式でいくにしても、関係する今井町、須恵、岡町の皆さん方の意見を早いに聴かせていただくということが大事ではないかなと思います。それは聴いているということかわかりませんが、計画表で見れば、住民の皆さん方の説明は大変後に回っていますからね。後回しになっていますやろ。そやから決定の説明やなしに、構想の案を皆さんに聴いていただいて、関係する周辺の皆さん方の意見も十分聴かせてもらって、結論付けることが大事ではないかというふうに思います。

一つの私の案としては、今までの辞められた市議員も言うていたことですから、五條高校前の旧岡中線が拡幅できていますので、その下の踏み切りのその線路際をN T Tのビルの裏を通って広い道路をつけて、駅前ドッキングするというふうな方法もまた一つの案ではないかなと思いますけれども、ひとつ今井、須恵、岡、そしてその辺の関係者の住民の皆さん方も早いによく相談されて進められるように、申し上げておきたいというふうに思います。

次にいきますよ。

建て替え前の五條市衛生センターへの指定管理者制度の導入の必要性についてでございます。

これは、御存じのように、廃棄物の処理については、個人の努力と力ではできませんので、法律によって地方自治体の責任でやれということになっているわけですね。廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第四条、国及び地方公共団体の責務の中にはこういうふうに明言されております。「市町村はその区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。」と、市の責任としては、これが明記されているわけです。

そして、こういう重要な業務でありますけれども、五條市は昔からし尿くみ取りについては許可業者をお願いして頑張っていたという状況

況であるわけでありませう。しかし重要な業務であるわけでありませうけれども、やはり結果として市民の皆さん方との間の問題も長年の間では発生してきております。だからやはりそういった尿の許可業者の持つてきた受取、そしてまた浄化した水を基準値以内にちゃんと浄化して吉野川に流すというふうなこと等、この業務はそう簡単に指定管理者に出してもいいというふうな業務ではないと思えますね。

特に今読み上げた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の中にもありますように、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善という、このことが強調されておりますから、この点から考えても指定管理者制度は適さないのでないかと、先ほどの議員の質問に、年間三千七百万円の経費の削減ができるというふうにご答弁しておりますけれども、しかし、現在の衛生センターに配置されている職員さんは、ほとんど正職員さんですからね、今まで明らかにしてきましたように、正職員さんばかりですから、指定管理者にしたかつて辞めてもらうわけにはいかんわけです。続けて人件費は五條市が払っていくわけでありませうからね。そういう正確な計算をすれば、そう簡単に削減になることではないと。そして指定管理者にしないで現在のままでも経費削減の方法はもうないか、その検討もしたらいいわけです。今、衛生センターの職員さん、四名ないし五名ですか。その人数で忙しいのでしたらそれはしやないですけども、そこへの配置の人数をもう少し少なくしてもいけるのでしたら、よく検討の上で少なくともそれだけまた指定管理者にせんでも、人件費の削減にもなるわけです。

この重要な業務を、私は指定管理者にすることは、やはり市民サービスの向上の維持からしても適切でないというように思いますけれども、最後答弁しておいてくれますか。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 指定管理者制度は御案内のとおり平成十五年の地方自治法の一部改正により導入され、公の施設の管理に民間事業者の手法、ノウハウを活用することにより、管理に要する経費を縮減することと、利用者に対するサービスの向上を図られることが大きな目的でございます。

衛生センターにつきましては、現在市職員六名を配置しておりますが、指定管理者制度を導入することにより施設が効率的、効果的に管理運営することができると、併せて人件費が大きく削減されることが見込まれます。

配属されておりました職員につきましては、指定管理者制度導入後は市役所全体における職員定数の管理の下、重要施策推進のための部署に適正に配属する予定でございます。

同時に将来の職員採用に関しましては、抑制効果が期待できます。

これらを踏まえ、公の施設を適正に管理しつつ、行政経営の効率化と住民サービスの質の向上にも寄与できるよう、指定管理者制度を導入してまい



りたいと考えているところであります。

そういう意味合いを持ちまして、なぜ指定管理者にしたらあかんのかと、あれやこれやと。五條の借金をどないするかというのは、皆さんも私も共に背負った義務やと私はのように思っております。今までそういうようなこともあって、借金も増えてきたのでしよう、大谷議員、なぜ三千七百万近くも毎年安くなるのに反対するのか。私はおかしくてかなわん。なぜ皆さんが協力しないか。率先してしないか。協力して当然でしよう、義務でしよう。私はそういうことで答弁とさせていただきます。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣） 十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） 市民サービスを低下させたらいかんのですね。経費が減っても。市民サービスを余りにも低下させるようなことであつたらいかんわけです。

そしたら、長年の間の問題を明らかにしておきますと、くみ取りの連絡をしても来てくれない。それからくみ取ってもらったけれども、メーターがないから適切な料金かどうか分からないとか、いろいろ複雑な問題が起こってきて現在の正職員で対応しておっても大変なことなんです。こんな複雑な重要な業務を今の職員さんよりも民間の人にやってももらった方が、サービスは向上するって、それを判断するのはどこに根拠がありますか。こんな重要な業務を、市の職員さんにしてもらっているよりも民間にしてもらった方がサービスは向上しますか。今答弁の中にサービスの向上も入っていましたよ、これ。サービス向上しますか。この間、許可業者の皆さん方から計量メーターも付けるからそのためにはバキュームカーをさらにしなければいから値上げしてくれという要望があつて議会に出ましたけれども、審議の結果、これは否決になっております。こういう複雑な問題もこれから解決していかないかんわけです。やっぱりバキュームカーにも昔ながらのレベル的な目盛りやなしにちゃんと計量の出るメーターを付けてもらわなければいけません。私は上牧町の例を出して古いバキュームカーでもちゃんとメーターが付けられるからという、上牧町の例を出してちゃんと市の負担で付けるべきやと言いましたけれども、それはできていませんけれどもね。まだまだ解決していかなければならないことがいっぱいあるのですよ。ちよつと経費が安くなったからいうて、職員よりも民間の皆さんに任せた方がこの業務、うまく解決して市民サービス向上できるといえますか。これ。こんな複雑な、困難な業務。現在市の職員がやっても大変なんですよ、これ。経費とサービス、この両面を心配りせないけませんのや市長、何でも指定管理者やつたらいいいもんじゃないやん。

だから、また議案の中にも出てきておりますので、十分審議してもらったらいと思えますけれども、この三千七百万円の経費の削減の根拠、ひとつ厚生建設常任委員会までに資料を出してください。

これで終わります。

○議長（川村家廣）以上で十四番大谷龍雄議員の質問を終わります。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思いますですが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本日はこれにて延会することに決しました。

次回、十四日午前十時に再開し、一般質問及び議案審議を行います。

本日はこれにて延会いたします。

午後五時八分延会